

自殺対策計画進捗確認シート(基本施策)

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和元年度の実施計画	令和元年度指標名	令和元年度目標値	令和元年度実施状況	令和元年度 実施状況に関する担当課の評価	令和元年度実績値	達成度(%)
基本施策1 地域におけるネットワークの強化												
1-1. 地域におけるネットワークの強化	飯塚市いのち支える自殺対策推進委員会	p. 34	市民協働部	健幸・スポーツ課		委員会を開催し、円滑な計画策定を目指す。	年間開催数	1回	全部署の職員それぞれを集めての会議を開くことはできなかったが、自殺対策事業を行っている各部署の職員それぞれに対し、個別でヒアリングを行い、円滑な計画策定を図った。	年度内に計画を策定することはできたが、全部署の職員それぞれを集めての会議を開くまでには至らなかった。	0.5回	50%
1-1. 地域におけるネットワークの強化	飯塚市健康づくり・食育推進協議会	p. 34	市民協働部	健幸・スポーツ課		健康づくり・食育推進協議会を開催し、進捗を管理していく。	年間開催数	2回	令和元年度における第1回の協議会では飯塚市自殺対策計画(案)の報告、および飯塚市健康づくり計画の進捗確認を行った。また、第2回では飯塚市自殺対策計画(案)におけるパブリックコメント実施の報告、およびその後の修正を踏まえての計画内容の確定を行った。	当初の目標どおり、会議を2回行い、飯塚市自殺対策計画を策定することができた。	2回	100%
1-1. 地域におけるネットワークの強化	飯塚市要保護児童連絡協議会	p. 34	福祉部	子育て支援課		要保護児童がいる世帯で、自殺する可能性のある親子があるケースについて、ケース検討を行い、支援方針を決定し、自殺防止につながる支援が行えるようにする。	年間開催数	11回	要保護児童がいる世帯で、自殺する可能性のある親子があるケースについて、ケース検討を行い、支援方針を決定し、自殺防止につながる支援が行えるようにした。	会議構成員の専門性を高めて、より高度な助言や指導を行えるようにする必要がある。	14回	127%
1-1. 地域におけるネットワークの強化	飯塚市子ども会指導者連絡協議会事業	p. 34	教育部	生涯学習課		月1回の定例会及び定例の4事業(子どもまつり、体育、文化、育成)を開催。	年間開催数	16回	定例会及び定例の4事業を実施した。(3月の定例会のみ新型コロナウイルス感染拡大により中止)	今後も当該団体の事務局として助言及び指導を行い子ども会活動の充実を図る。	15回	94%
1-1. 地域におけるネットワークの強化	地域福祉ネットワーク活動推進事業	p. 34	福祉部	高齢介護課		地域福祉ネットワークを構築することにより、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう支援を行う。	委員会開催数	120回	市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会に対して、活動推進事業補助金を助成し、地域ネットワークの強化を図り、高齢者の社会参加の促進、及び孤独・孤立予防の推進に努めた。	見守りや社会参加への呼びかけ等、地域の福祉活動が高齢者の在宅生活を支える大きな力となっているため、今後も、地域福祉ネットワーク委員会の充実継続が必要である。	110回	92%
1-1. 地域におけるネットワークの強化	障がい者地域自立支援ネットワーク事業	p. 34	福祉部	社会・障がい者福祉課		地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図る。	主催会議開催数	42回	地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図った。	専門部会や意見交換会等において、関係機関等とネットワークを構築し、地域課題の共有ができた。	64回	152%
1-1. 地域におけるネットワークの強化	利用者支援事業	p. 34	福祉部	子育て支援課		関係機関とのネットワークを推進し、相談に応じた適切な機関へ繋げることで、不安を抱えた保護者の支援を行う。	自殺防止対策としての指標化は困難	—	関係機関とのネットワークの推進により、相談に応じた機関へ繋げることで、不安を抱えた保護者の支援を行った。	適切な関係機関を案内することで、不安を抱えた保護者の支援に繋げることができた。	—	—
1-1. 地域におけるネットワークの強化	飯塚市青少年問題協議会	p. 35	福祉部	子育て支援課		青少年の指導、育成等に関する必要な重要事項を調整審議し、関係行政機関が行う青少年育成事業についての意見を述べる。	年間開催回数	2回	青少年の指導、育成等に関する必要な重要事項を調整審議し、関係行政機関が行う青少年育成事業についての意見を述べた。	「青少年の立ち直り支援について」「保護観察所の取り組みについて」というテーマで青少年を取り巻く問題について認識し、市内の関係機関との連携強化、認識の強化を図ることができた。	2回	100%
1-1. 地域におけるネットワークの強化	アルコール関連団体の支援	p. 35	福祉部	社会・障がい者福祉課		引き続き、公共施設の利用料減免を行い、間接的に活動を支援する。	減免申請書受付件数	6回	公共施設利用の際の利用減免を行うことで、当事者団体の活動を支援した。	当事者団体とのやり取りを通じて、団体活動の状況や相談窓口としての機能を維持できた。	10回	167%
1-1. 地域におけるネットワークの強化	ひとり暮らし高齢者等見守り活動に関する協定	p. 35	福祉部	高齢介護課		孤独死防止及び早期発見に向けた取り組みとして、各種民間事業者と協定を結び、見守り活動の強化を図る。	協定団体数	37団体	令和2年3月末時点で、市内37団体と見守り協定を締結しており、令和元年度中に、協定先団体からの通報実績は0件であったが、ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の充実を求めた。	協定先団体からの通報により、救急搬送され、一命を取りとめた事例もあり、孤独死防止及び早期発見に向けた取り組みとして、今後も、事業の継続が必要である。	37団体	100%
1-1. 地域におけるネットワークの強化	認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業	p. 35	福祉部	高齢介護課		協力団体と連携し、徘徊に対する見守りの強化、支援を行い、徘徊した方の家族の負担を軽減するためにも、継続した支援を行っていく。	協力団体数	97団体	令和2年3月末時点で、登録利用者数89名、協力団体数98であり、令和元年度中の協力依頼は0件であった。認知症の人等が行方不明になった際に、登録された事業所等の協力を得て、早期発見・保護できるような支援体制の構築を図った。	利用者の登録が増えているため、今後も継続した支援が必要である。また、協力団体も増やしていく必要がある。	98団体	101%

自殺対策計画進捗確認シート(基本施策)

【資料4】

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和元年度の実施計画	令和元年度指標名	令和元年度目標値	令和元年度実施状況	令和元年度 実施状況に関する担当課の評価	令和元年度実績値	達成度(%)
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成												
2-1. 様々な職種を対象とする研修	職員向けゲートキーパー養成事業	p. 36	市民協働部	健幸・スポーツ課		20歳代から30歳代で構成される平成31年度飯塚市新規採用職員に対し、ゲートキーパー養成研修会を実施する。	年間開催数	1回	令和元年度飯塚市新規採用職員40名、平成30年度新規採用職員15名に対し、ゲートキーパー養成研修会を実施した。	新規採用職員にゲートキーパー「自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)の役割について知ってもらうことができた。	1回	100%
2-1. 様々な職種を対象とする研修	自殺対策研修会	p. 36	市民協働部	健幸・スポーツ課		県の開催する令和元年度自殺対策研修会および関連研修へ参加する。	研修参加回数	2回	合計2回の研修に参加し、うつ病の特徴や悩みを抱えた人に対して傾聴することの重要性を演習を通じて学んだ。	それぞれの研修に当課から4人ずつ参加したが、同じ職員ばかりが参加しないよう調整し、なるべく多くの職員に理解を深めてもらうよう努めた。	2回	100%
2-1. 様々な職種を対象とする研修	メンタルヘルス研修	p. 36	総務部	人事課		令和元年7月に外部講師を招き、OJT推進員向けにメンタルヘルス研修を実施。	年間開催数	1回	令和元年7月にOJT推進を対象として、外部講師によるメンタルヘルス研修を実施。	事後アンケートでは「理解できた」「概ね理解できた」が89%、「活用できる」「概ね活用できる」が75%という結果であり、セルフケア・ライクケアの知識を習得するとともに、これを職場において活用する方法の習得に繋がったと言える。今後も継続的な実施が必要であると考えられる。	1回	100%
2-2. 一般市民に対する研修	市民向けゲートキーパー養成事業	p. 36	市民協働部	健幸・スポーツ課		(令和2年度より実施)	-	-	-	-	-	-
2-2. 一般市民に対する研修	PTAに対する教育講演会の実施	p. 36	教育部	生涯学習課		「熱を持って接すれば、熱を持ってかえってくる」と題した元プロボクサー坂本博之氏の講演を1月に実施予定	年間開催数	1回	教育講演会を実施した。	PTA活動や子育て、教育の参考になる取組であった。	1回	100%
2-3. 学校教育・社会教育に関わる人への研修	教職員向け研修	p. 36	教育部	学校教育課		「生徒指導主事、生徒指導担当者研修」において、不登校・自殺問題や支援先等に関する情報を提供し、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援についての理解を深める。	実施回数	2回	第1回を、夏季休業前の7月初めに、第2回を冬季休業前の12月中旬に実施した。ともに飯塚市の小中学校の不登校・いじめの状況について、支援の在り方について説明することができた。また、令和元年10月改定の「不登校支援の在り方」についても説明することができた。	児童生徒の問題については、学校教育課と学校だけではなく、関係各機関と連携し合いオウガ行っている。今後も、児童生徒の抱える問題については、早期発見・早期対応を心がけていく必要がある。	2回	100%
基本施策3 住民への啓発と周知												
3-1. リフレット等啓発グッズの作成と周知	自殺予防週間、自殺対策強化月間の啓発事業	p. 37	市民協働部	健幸・スポーツ課		自殺予防週間、自殺対策強化月間の時期に健幸・スポーツ課が行っているイベントと並行してチラシ等を配布する。	チラシ等配布枚数	100枚	自殺予防週間において、図書館に専用のコーナーを設けて、チラシの設置も行った。	図書館に専用のコーナーを設けたものの、他のイベントと並行してチラシの配布を行えなかったため、次年度の課題としたい。	100枚	100%
3-1. リフレット等啓発グッズの作成と周知	各種健康教育事業を活用した自殺予防啓発事業	p. 37	市民協働部	健幸・スポーツ課		「みんなの健康・福祉のつどい」にて保健センターが出演するブースにて、自殺予防啓発を行う。	年間開催数	1回	「血管若返り教室」においてメンタルヘルスに関する知識について啓発した。	生活習慣と疾患の関連について正しい知識の普及を行うとともにメンタルヘルスについて啓発することができた。	6回	600%
3-2. 市民向け講演会・イベント等の開催	人権啓発事業	p. 37	市民協働部	人権・同和政策課		イイツカコミュニティセンター内の人権・同和問題啓発コーナーで、自死防止に関する内容を含めた子どもの人権問題(いじめ問題)のパネル展示を年間2回行う。	年間展示回数	2回	イイツカコミュニティセンター内の人権・同和啓発コーナーにおいて、4月及び2月～3月の期間で子どもの人権問題としていじめ問題をテーマに自死防止等のパネル展示による啓発活動を行った。	さまざまな人権問題を年間を通して啓発していく中で、小1プロブレムや中1ギャップ等が大きな問題となっている進学や進級の時期に合わせて、いじめや自死防止など子どもの人権問題に関する啓発活動を行うことができた。	2回	100%
3-2. 市民向け講演会・イベント等の開催	健康づくり講演会における啓発事業	p. 37	市民協働部	健幸・スポーツ課		市民を対象に、「長生きすればいいことがある」をテーマに講演を開催する。市報・ホームページへの掲載、保健事業でのチラシの配布(主にがん検診)にて周知。また同日に血管年齢測定・骨密度測定・脳年齢測定を開催。アンケートを実施し住民の講演会の満足度をみる。	年間開催数	1回	市民を対象に、「長生きすればいいことがある」をテーマに講演を開催する。市報・ホームページへの掲載、保健事業でのチラシの配布(主にがん検診)にて周知。また同日に血管年齢測定・骨密度測定・脳年齢測定を開催する。	肌年齢68人、脳年齢72人、骨密度45人の合計185人が測定に参加する。講演会には83人の方が参加する。	1回	100%
3-2. 市民向け講演会・イベント等の開催	健康に関する出前講座	p. 37	市民協働部	健幸・スポーツ課		市内に住所を有する40歳から64歳までの者を対象に、保健師、栄養士、運動指導員等が健康に関する指導及び助言を行う。病態別健康教育(肥満・高血圧等)190回、一般健康教育(生活習慣病予防)270回実施する。参加者に高齢者層が増加してきたため、40歳から64歳の参加者が増えるように事業内容や周知方法を工夫する。	病態別健康教育受講者数	3800人	市内に住所を有する者を対象に、保健師、栄養士、運動指導員等が健康に関する指導及び助言を行う。	一般健康教育(生活習慣病予防)291回実施する。	8057人	212%
3-2. 市民向け講演会・イベント等の開催	少年相談センター事業	p. 37	福祉部	子育て支援課		少年の非行を未然に防止し健全な育成を図るため、少年補導・少年相談業務を通じて、適切な指導、助言を行う。	年間補導実施回数	540回	少年の非行を未然に防止し健全な育成を図るため、少年補導・少年相談業務を通じて、指導、助言を行った。	警察や学校、地域などとの連携した活動により、非行を未然に防止できた。	594回	110%

自殺対策計画進捗確認シート(基本施策)

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和元年度の実施計画	令和元年度指標名	令和元年度目標値	令和元年度実施状況	令和元年度 実施状況に関する担当課の評価	令和元年度実績値	達成度(%)
3-2. 市民向け講演会・イベント等の開催	みんなの健康・福祉のつどい	p. 37	市民協働部	健康・スポーツ課		健康に関心を持つ市民を対象に、医師会をはじめとする各種協力団体により、健康に関する啓発・体験ブースを設置する。「自分の健康は自分で守る」という意識づけを行う。会場内レイアウトについて来場者が目的のブースを見つけやすいような配置にし、案内もわかりやすく設置するように改善する。	健康展設置コーナー入場者数	2400人	「みんなの健康・福祉のつどい」にて保健センターが出席するブースにて、パンフレット配布・ポスター掲示等の自殺予防啓発を行った。	肌年齢・血管年齢・体組成・反応時間測定を実施する待ち時間を利用して自殺予防について啓発することができた。	495人	21%
3-2. 市民向け講演会・イベント等の開催	アルコール関連団体の支援	p. 38	福祉部	社会・障がい者福祉課	○	引き続き、公共施設の利用料減免を行い、間接的に活動を支援する。	減免申請書受付件数	6回	公共施設利用の際の利用減免を行うことで、当事者団体の活動を支援した。	当事者団体とのやり取りを通じて、団体活動の状況や相談窓口としての機能を維持できた。	10回	167%
3-2. 市民向け講演会・イベント等の開催	市民向けゲートキーパー養成事業	p. 38	市民協働部	健康・スポーツ課	○	-	-	-	-	-	-	-
3-3. メディアを活用した啓発	市民への広報事業	p. 38	市民協働部総務部	健康・スポーツ課情報政策課		自殺予防週間、自殺対策強化月間だけでなく、それ以外の時期でも自殺対策を扱った内容を発信する。	市報掲載回数、ホームページ更新回数	市報2回/年 ホームページ2回/年	自殺予防週間(9/10~9/16)に合わせて市報9月号に自殺予防について掲載、また、それ以外の時期にも庁舎内にポスター・パンフレットを掲示した。	広報・ポスター・パンフレット掲示により自殺予防対策を実施した。	市報1回/年	25%
3-3. メディアを活用した啓発	男女共同参画推進情報・啓発事業	p. 38	市民協働部	男女共同参画推進課		関係機関からの情報を男女共同参画推進センターサックスにおいて市民に提供し、啓発に努める。	情報提供回数	3回	福岡県弁護士会等関係機関の相談窓口や自殺に関する講演会などの情報を市民へ提供し、啓発を実施した。	男女共同参画推進センターサックスにおいて、関係機関からの情報提供は確実に行えた。	4回	133%
基本施策4 生きることの促進要因への支援												
4-1. 居場所づくり活動	図書館における情報提供	p. 38	教育部	生涯学習課市立図書館		引続き様々なイベント等を含めた事業を展開することはもとより、今年度から、自殺対策強化月間(3月)に向けて、啓発に向けた展示を開始。次年度については、自殺予防週間(9月)と併せて年2回を展示予定である。	年間事業数	31種類以上	図書館においては、本の楽しさや面白さを伝える読書活動の充実のための活動だけでなく、科学を身近に感じ環境づくりを目的とした「サイエンスモール」や作る楽しさや喜びを味わうための「クラフト制作講座」、七夕関連事業やクリスマス関連事業、工作教室の開催、バリアフリー映画会、電波教室の開催、得する街のセミナーでは、豆本や手帳等の製本講座を開催、更には、がん情報普及、啓発のために情報提供をおこなった。	イベント等を積極的に実施することにより、読書活動の推進や利用者数の確保に向けて様々な取り組みを行うことで読書を通じた情操教育の中心施設として、ブックスタートや読み聞かせ、家読(うちどく)等の多世代への読書活動の啓発も精力的に行っており、一定の成果を上げている。	36種類	116%
4-1. 居場所づくり活動	認知症カフェ	p. 38	福祉部	高齢介護課		認知症の方やその家族が、一人で悩まずに周りや情報交換や心の気分転換ができるように、カフェの数を更に増やし、気軽に通える場づくりに取り組んでいく。	カフェ設置数	20か所	令和元年度は、カフェ10か所、実施回数136回、延べ参加人数1,111人。前年度より参加者数も増えており、認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方に気軽に集まれる場を開設することにより、心の気分転換や情報交換のできる機会を提供した。	10箇所のカフェがそれぞれ年に6回以上開催している。今後はさらにカフェの数を増やし、認知症の方やその家族が更に利用しやすい環境をつくる必要がある。	10か所	50%
4-1. 居場所づくり活動	サン・アビリティーズいづか運営事業	p. 38	福祉部	社会・障がい者福祉課		引き続き、毎月1回総合的な相談窓口を設ける。	開催件数	12回	NPO法人いづか障害児者団体協議会が、毎月第3土曜日に総合的な相談の機会を設けた。	ホームページを通じて、広く市民に呼びかけ、相談の場を設けることができた。	12回	100%
4-1. 居場所づくり活動	地域子育て支援拠点事業	p. 39	福祉部	子育て支援課		保護者同士の交流・情報交換や、子育てに対する相談の場を提供することで、悩みや不安への負担軽減に寄与し、早期対応を行う。	自殺防止対策としての指標化は困難	-	保護者同士の交流・情報交換や、子育てに対する相談の場を提供することで、悩みや不安への負担軽減に寄与し、早期対応を行った。	保護者同士の交流の機会や相談の場を提供することで、早期対応を行うことができた。今後も、相談が行いやすい環境を整えていく。	-	-
4-1. 居場所づくり活動	放課後児童健全育成事業	p. 39	教育部	学校教育課		問題を抱えた児童や保護者を早期発見し、必要に応じて支援機関につなぐ。	相談件数	0件	問題を抱えた児童や保護者を早期発見した場合は、支援機関や学校につなぐ体制づくりはできている。また、支援員に対して自殺予防につながる研修会を開催した。	支援機関や学校と連携をとりながら相談できる体制づくりができている。支援員を対象とし、子どもの人権を守り自殺予防につながる研修会を年1回継続して開催した。	0件	概ね達成
4-1. 居場所づくり活動	放課後子ども教室推進事業	p. 39	教育部	生涯学習課		児童の学習に対する意欲の向上や基本的な生活習慣の習得等を図るために、様々な体験・交流・学習プログラムを提供する。	教室年間開催数	1,380回	児童の学習に対する意欲の向上や基本的な生活習慣の習得等を図るために様々な体験・交流・学習プログラムを提供した。新型コロナウイルス感染拡大により2月28日から事業を中止した。	様々な活動プログラムを提供し多くの児童が参加している。	1,088回	79%
4-1. 居場所づくり活動	介護予防教室	p. 39	福祉部	高齢介護課		転倒予防教室、筋力アップ教室、ポールエクササイズ教室、認知症予防教室等を市内会場にて開催。	教室実施会場数	25会場	高齢者筋力アップ教室、足元気運動教室、ポールエクササイズ教室、リズムエクササイズ教室、脳元気教室、音楽サロンを市内会場にて開催。なお、令和元年度については県の補助事業としてケア・トランポリン教室を試行として1会場で開催。	計画通り実施することで、教室参加者の介護予防に努めることができた。	26会場	104%

自殺対策計画進捗確認シート(基本施策)

【資料4】

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和元年度の実施計画	令和元年度指標名	令和元年度目標値	令和元年度実施状況	令和元年度 実施状況に関する担当課の評価	令和元年度実績値	達成度(%)
4-1. 居場所づくり活動	フレイル予防事業	p. 39	福祉部	高齢介護課		日常生活圏域（又は地域包括支援センター圏域）でのフレイル予防教室を開催。	フレイル予防教室実施会場数	11会場	日常生活圏域（又は地域包括支援センター圏域）でのフレイル予防教室を開催。	計画通り実施することで、教室参加者のフレイル予防に努めることができた。	12会場	109%
4-1. 居場所づくり活動	少年相談センター事業	p. 39	福祉部	子育て支援課	○	少年の非行を未然に防止し健全な育成を図るため、少年補導・少年相談業務を通じて、適切な指導、助言を行う。	年間補導実施回数	540回	少年の非行を未然に防止し健全な育成を図るため、少年補導・少年相談業務を通じて、指導、助言を行った。	警察や学校、地域などとの連携した活動により、非行を未然に防止できた。	594回	110%
4-2. 相談体制の充実	納付相談（市税・国民健康保険税納付相談）	p. 40	行政経営部	税務課		病気や失業等の理由により市税の納付が困難な市民に対しては、納付相談を通じて納付計画等を行い、必要に応じて関係する支援機関に繋げる。	自殺防止対策としての指標化は困難	—	・電話や面談により生活状況や収入状況を聞き取り、分割による納付相談等を行った。 ・ファイナンシャルプランナーによる相談事業や他課の生活支援事業を案内した。	徴収については地方税法、国税徴収法に基づいて適正に事務処理を行った。	—	—
4-2. 相談体制の充実	納付相談（保育料・学童保育所利用料納付相談）	p. 40	福祉部	子育て支援課		相談者の意向や状況を尊重し、適切な納付指導を行う。	自殺防止対策としての指標化は困難	—	保育料等の滞納理由に応じて、適宜納付指導を行った。	相談者の意向や状況を尊重し、適切な納付指導を行うことができた。	—	—
4-2. 相談体制の充実	納付相談（水道料金納付相談）	p. 40	企業局	企業管理課		病気や失業等の理由により納付が困難な方に対して、納付相談を通じて納付計画を行い、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	自殺防止対策としての指標化は困難	—	水道料金、下水道使用料の納付相談については、必要に応じて分割納付等の対応を行った。	飯塚市水道事業給水条例や飯塚市下水道条例に基づく適正な事務処理を行い、水道料金と下水道使用料の徴収率向上に努めた。	—	—
4-2. 相談体制の充実	納付相談（市有地等貸付納付相談）	p. 40	行政経営部	財産活用課		納付についての相談があった場合、無理のない納付方法を検討し、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	相談回数についての指標化は困難である。	—	令和元年度における貸付料の納付については、納付における相談も少なく、分納等の対応は行っていない。	令和元年度については、相談件数も少なく、分納等の対応は行わなかった。今後も引き続き、相談があった場合は、無理のない納付方法を検討していく。	—	—
4-2. 相談体制の充実	納付相談（後期高齢者医療保険料納付相談）	p. 40	市民環境部	医療保険課		後期高齢者医療の被保険者に対して、保険料を納期限内に納付するよう働きかけるため、市報や各被保険者向けのチラシを用い、保険料を期限内に納付するよう広報を行う。病気や失業等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な方に対して、納付相談を通じて生活していく上で無理のない納付計画等を行い、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	訪問及び電話等による保険料の納付勧奨	392件	後期高齢者医療の被保険者に対して、保険料を納期限内に納付するよう働きかけるため、市報や各被保険者向けのチラシを用い、保険料を期限内に納付するよう広報を行った。また、病気や失業等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な方に対して、納付相談を通じて生活していく上で無理のない納付計画を立てた。必要に応じて関係する支援機関につなげた。	市報やチラシを見て保険料の納付方法を確認する問合せがあり、納期限内に納付するよう広報できた。収入・預貯金がないため納付が困難として納付相談に来庁された際、収入の確認、聞き取り等を行ったうえ、支援機関につなげた。	554件	141%
4-2. 相談体制の充実	納付相談（住宅使用料納付相談、住宅新築資金等納付相談）	p. 40	都市建設部	住宅課		病気や失業等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な方に対して、納付相談を通じて生活していく上で無理のない納付計画を作成する。	適切な相談窓口を紹介	明記が困難	病気や失業等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な方に対して、納付相談を通じて生活していく上で無理のない納付計画を作成する。	理由の聞き取りが困難な場合あり。	納付計画の作成や関係窓口との連携をとれた。	明記が困難
4-2. 相談体制の充実	納付相談（介護保険料納付相談）	p. 40	福祉部	高齢介護課		介護保険料の滞納に至った背景に、生活困窮や心身の病等があった場合には、少額からの分割納付の提案や、生活自立支援相談室や生活支援課に繋ぐ等、その者に応じた適切な対応を行う。	納付困難者それぞれの立場や状況に応じた適切な対応をとる。	納付困難者それぞれの立場や状況に応じた適切な対応をとる。	介護保険料の滞納に至った背景に、生活困窮や心身の病等が見受けられた場合には、少額からの分割納付の提案や、生活自立支援相談室や生活支援課に繋ぐ等、その者に応じた適切な対応を行った。	納付困難者それぞれの立場や状況に応じた適切な対応をとることができた。	—	100%
4-2. 相談体制の充実	納付相談（学校給食費納付相談）	p. 40	教育部	学校給食課		昨年度に引き続き、納付が困難な方に対して、分納誓約を交わし、無理のない納付計画を立てていく。また、必要であれば就学援助の案内を行う。	指標化困難	—	納付が困難な方に対して、分納誓約をかわして無理のない納付計画を立てた。また、就学援助を必要としている方に案内を行った。	未（滞）納者の状況に応じて、無理のない納付計画を立てているが、支払いを怠る例もあるため、より慎重な状況確認を行う必要がある。	—	—
4-2. 相談体制の充実	納付相談（奨学資金返還金納付相談）	p. 40	教育部	教育総務課		返還者から納付相談があった場合、生活していく上で無理のない納付計画等を行い、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	相談の有無は返還者からの申出によるため、指標化は困難である。	—	返還者へ電話や文書により納付を通知し、納付相談を申し出た返還者については、生活していく上で無理のない納付計画であることを確認し、納付に応じた。	返還者（特に滞納者）への連絡を密にし、相談しやすい環境を作る必要がある。	—	—
4-2. 相談体制の充実	納付相談（児童クラブ利用料納付相談）	p. 40	教育部	学校教育課		やむを得ない事情により納付が困難な方に対し、納付相談を通じて無理のない納付計画を行う。また、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	相談件数	1回	やむを得ない事情により納付が困難な方に対し、納付相談を通じて無理のない納付計画を行った。	やむを得ない事情により納付が困難な方に対し、納付相談を通じて無理のない納付計画を行った。引き続き、必要に応じて関係機関へつなぐ。	2件	100%
4-2. 相談体制の充実	子育て世代包括支援センター事業	p. 40	市民協働部	健幸・スポーツ課		市内に住む全ての妊産婦、乳幼児に対し、妊娠前から子育て期にわたるまで、包括的に切れ目なく、以下の支援を実施する。 ①妊産婦・乳幼児の実情を把握する ②妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行う ③支援プランを策定 ④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行う。 支援の漏れがないように、毎月既存のシステムを利用しながら確認を行っていく。	子育て世代包括支援事業支援プラン作成数	110件	<プラン作成数> 特定妊婦：120件 特定妊婦（転入）：9件 産後に把握したハイリスクの方（乳幼児健診・転入等含む）：16件 計145件	母子手帳交付で妊婦の成育歴や健康状態、支援の有無等や課題の把握できている。妊娠中から関わりは開始しているため産後も関係が築きやすくなっており、必要な情報も提供しながら目的をもって訪問ができている。	145件	131%

自殺対策計画進捗確認シート(基本施策)

【資料4】

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和元年度の実施計画	令和元年度指標名	令和元年度目標値	令和元年度実施状況	令和元年度 実施状況に関する担当課の評価	令和元年度実績値	達成度(%)
4-2. 相談体制の充実	求職者支援事業	p. 40	経済部	商工観光課		より多くの求職者が相談・就職できるよう、筑豊ランチの周知・広報をすすめる。	若年者の就職者数	55人	若年者を安定的な職業へ導くために、キャリアコンサルタントによる就職相談窓口を県と共同で、ワンストップサービスセンターe-ZUKAとして設置している。求職者に対する情報提供、履歴書の添削、セミナーの開催、職業紹介業務等を実施しており、令和元年度の実績は年間来所者127名、年間登録者29名であった。また、市内各所にある就職支援施設との情報交換も実施した。	前年度と比較して、相談者も就職者も減少した。市内求職者への周知をすすめると共に、市内各所にある求職者支援施設の相互の役割を明確化し、連携して求職者の支援にあたる必要があると思われる。	15名	27%
4-2. 相談体制の充実	消費生活センター事業	p. 40	市民協働部	地域振興課		消費生活上の問題を抱える市民に、関係機関と連携した相談事業を実施する。	年間相談者数	1,000人	消費生活上の問題を抱える市民に相談事業を実施した。	多くの相談事案が寄せられ、問題解決につながる支援を行うことができた。	1,309人	131%
4-2. 相談体制の充実	無料法律相談事業	p. 40	市民協働部	地域振興課		法律問題を抱える市民に相談事業を実施する。	年間相談者数	560人	法律問題を抱える市民に相談事業を実施した。	多くの相談事案が寄せられ、問題解決につながる支援を行うことができた。	504人	90%
4-2. 相談体制の充実	女性相談事業	p. 41	市民協働部	男女共同参画推進課		新規の広報場所の確保や各課実施の事業での広報など、事業の周知を図る。	法律相談・一般相談年間受付件数	各50件	新規の広報場所を3ヶ所確保するとともに、各課が実施する女性を対象とした事業等で3回相談事業の周知を図った。サンクス相談室には、法律相談55件、一般相談44件、職場の悩み相談1件、就業支援相談1件の相談があった。	新規場所での広報により、相談件数が前年度より増加した。また当課の女性相談事業対象ではない相談者については、関係機関へつなぐことができた。	法律相談55件 一般相談44件	法律相談 110% 一般相談 88%
4-2. 相談体制の充実	障がい者基幹相談支援センター事業	p. 41	福祉部	社会・障がい者福祉課		障がい者基幹相談支援センターの運営を委託し、専門的職員を以って障がい福祉に関する相談支援体制を強化する。	相談者数	1,987人	障がい者基幹相談支援センターの運営を委託し、専門的職員を以って障がい福祉に関する相談支援体制を強化した。	専門的職員の組織対応により、関係機関との連携と共に障がい者の地域生活支援を行うことができた。	1,680人	85%
4-2. 相談体制の充実	生活困窮者自立相談支援事業	p. 41	福祉部	生活支援課		生活自立支援相談室に相談に来られる生活困窮者(失業者、多重債務者等)は様々な悩み事を抱えているが、その根底には経済的な悩みがあることが多いため、相談受付の際には家計改善支援事業の利用を促し、家計の見直しによる生活改善支援を行う。	生活自立支援相談室における新規相談受付件数	246件	生活自立支援相談室において、生活困窮者(失業者、多重債務者等)からの相談受付を実施し、自立支援のためのプラン作成や、関係機関への動向支援等を行った。また、家計改善支援事業を併せて実施し、家計収支の分析や、家計再生プランの作成等による支援を行った。	相談室の移転により相談者の利便性が向上するとともに各窓口への同行支援や、各部署との連携強化を図ることができた。また、フードバンクの活用を開始し、従来より行っていた緊急的食糧支援について支援を充実させることができた。家計改善事業では、相談者の家計管理の支援により債務の解消や家計の安定に向けた支援を行うことにより、相談者の家計管理意欲を高めることができた。	202件	82%
4-2. 相談体制の充実	母子・父子自立支援員設置事業	p. 41	福祉部	子育て支援課		自殺する可能性のあるひとり親世帯の親子があるケースについて、電話や窓口にて相談しやすい体制を整備し、相談者の心の声を傾聴し、助言等を行い、生きる希望を与える。	年間相談受付件数	300件	自殺する可能性のあるひとり親世帯の親子があるケースについて、電話や窓口にて相談しやすい体制を整備し、相談者の心の声を傾聴し、助言等を行い、生きる希望を与えた。	母子・父子自立支援員の専門性を高めて、より高度な助言や支援を行えるようにする。	145件	48%
4-2. 相談体制の充実	家庭児童相談員設置事業	p. 41	福祉部	子育て支援課		自殺する可能性のある親子があるケースについて、電話や窓口にて相談しやすい体制を整備し、相談者の心の声を傾聴し、助言等を行い、生きる希望を与える。	年間相談受付件数	2,300件	自殺する可能性のある親子があるケースについて、電話や窓口にて相談しやすい体制を整備し、相談者の心の声を傾聴し、助言等を行い、生きる希望を与えた。	家庭児童相談員の専門性を高めて、より高度な助言や支援を行えるようにする。	2,564件	111%
4-2. 相談体制の充実	教育相談	p. 41	教育部	学校教育課		小さな問題から教育相談できる体制づくりを行い【相談件数の増加】、早期解決を図る。学校の指導体制への助言や関係機関との連携を密に行い、年次ごとには相談件数を減少させる。	相談件数	前年度から増加または現状維持	年度初めの校長会で説明し、市内の小中学生の子供を持つ保護者や卒業生の保護者等からの相談事業を行っている。電話による相談だけではなく、実際に来庁していただいで相談されることも多い。	地域や保護者からの相談は、学校教育課指導係でも受けることもあるが、専門の相談員が配置された教育研究所で受ける相談が圧倒的に多い。いずれも児童生徒に関わる大部分を占めるため、指導係と相談員との情報共有が重要である。	218件	前年度より増加
4-2. 相談体制の充実	民生・児童委員活動	p. 41	福祉部	社会・障がい者福祉課		民生委員・児童委員による日常的な見守り・相談業務を行い、関係機関との連携を図る。	相談件数	8,000件	同じ住民という立場からあらゆる生活上の相談に応じ、関係機関との連携を図った。	民生委員による日常的な見守り・相談の中から適切に関係機関との連携につなげ、地域生活支援を行うことができた。	9,756件	122%
4-3. 心身の健康に関する支援の充実	各種健(検)診事業	p. 41	市民協働部	健幸・スポーツ課		国民健康保険加入者対象の特定健康診査や19歳から39歳までの市民を対象とした若年者健診との同時開催を年間45回、協会けんぽと共催でがん検診を5回、市内各所で実施する。また検診票の打ち出し等を検診機関に依頼し、待ち時間の短縮や記載漏れ等をなくし受診しやすい環境づくりに努め、受診者の増加を図る。	がん検診精密受診率(胃・肺・大腸・子宮・乳・前立腺)	平均 85% (2019年度報告)	・集団検診の実施回数 特定健康診査(国民健康保険加入者対象)や19歳から39歳までの市民を対象とした若年者健診(19歳から39歳までの市民を対象)と共催 45回 協会けんぽと共催 5回	全日程、若年者健診、特定健診と同時実施した。また、事前に検診票の打ち出しをすることにより待ち時間の短縮や記載漏れをなくし、受診しやすい環境づくりに努めることができた。がん検診受診率を算出するにあたって国の指針では、年齢による対象住民全員が分母となるが、実際には職場でがん検診を受診する人や自ら病院で受診する人もいる。市の集団がん検診で受診勧奨を行う必要がある人の数(集団がん検診対象者)が把握できないことが課題である。	2019年度報告(平成30年度実施分) 胃 92.3% 肺 89.2% 大腸 81.2% 子宮 100% 乳 94.9% 前立腺 74.0% 平均 88.6%	104%

自殺対策計画進捗確認シート(基本施策)

【資料4】

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和元年度の実施計画	令和元年度指標名	令和元年度目標値	令和元年度実施状況	令和元年度 実施状況に関する担当課の評価	令和元年度実績値	達成度(%)
4-3. 心身の健康に関する支援の充実	各種健(検)診事業	p. 41	市民環境部	医療保険課		40歳～74歳の国民健康保険被保険者に対して特定健康診査を実施する。内臓脂肪の蓄積に着目し、健診によって保健指導対象者を抽出して対象者の持つリスクの数に応じた個別の保健指導を行うことで、その要因となっている生活習慣を改善し、生活習慣病の予防を行う。	特定健康診査受診率	60%	40歳～74歳の国民健康保険被保険者に対して特定健康診査を実施した。内臓脂肪の蓄積に着目し、健診によって保健指導対象者を抽出して対象者の持つリスクの数に応じた個別の保健指導を行うことで、その要因となっている生活習慣を改善し、生活習慣病の予防を行った。	ポスター・チラシ等の啓発に加え個別通知による受診勧奨や電話による受診勧奨を実施しているが受診率の増加にはつながらなかった。今後も受診勧奨・啓発を行っていく必要がある。	44%	74%
4-3. 心身の健康に関する支援の充実	重複受診者訪問指導	p. 41	市民環境部	医療保険課		令和元年度は特に重複受診者・多剤投与者をピックアップして、適正受診の指導や健康相談等を実施する。(国保連委託事業)	訪問回数	82回	国保連への委託事業として、医療機関へ頻回又は重複受診している、60歳～74歳の国保被保険者に対して、専門の保健師等が適正受診のための指導や助言及び健康状態に応じた生活指導等を行うことにより、当該被保険者の受診行動の改善及び疾病の早期回復に関する支援を行った。	国保連への事業委託によって、対象者の選定から事業計画の策定、更には専門保健師等による対象者への訪問指導が実施できており、対象者の健康不安等の解消に役立った。	82回	100%
4-3. 心身の健康に関する支援の充実	各種健康相談	p. 42	市民協働部	健幸・スポーツ課		飯塚市に住所を有する40歳から64歳までの者に対し、保健師、栄養士、運動指導員によって健康に関する指導及び助言を行う。総合健康相談50回、重点健康相談100回を実施する。事業内容や周知方法の工夫を行う。	総合健康相談者数	750人	保健師・管理栄養士・運動指導員によって健康に関する指導及び助言を行う中で、必要時、自殺予防啓発を行った。	個別の相談会なので身体に関する事だけではなく、心に関する相談も受けることができた。	4,685人	625%
4-4. 妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実	母子健康手帳交付・妊婦健康診査	p. 42	市民協働部	健幸・スポーツ課		【母子手帳交付】 妊娠届出書を提出した妊婦または妊娠届出書を提出した家族に対して、母子健康手帳を交付し、妊娠・出産・乳幼児期の発育や発達記録を行うことにより、母子の健康管理に役立て、母子の安全な健康づくりを促進する。 妊娠届出書の様式を改定し、様々なリスクを抱える特定妊婦をより細やかに把握・管理し、スタッフ間で統一した情報を共有し支援を行う。 【妊婦健康診査】 妊婦1人あたりに14回分の補助券を母子健康手帳交付時に発行し、医療機関や助産所での妊婦健康診査(個別)を実施。医療機関との連携を図り、健診結果を有効に活用する。	【母子手帳交付】 母子手帳交付冊数 1200冊 【妊婦健康診査】 妊婦健康診査受診者数 1800人 妊婦健康診査補助券利用枚数 13416枚	【母子手帳交付】 妊婦届出書を提出した妊婦または妊娠届出書を提出した家族に対して、母子健康手帳を交付し、妊娠・出産・育児期までの発育や発達記録を行うことにより、母子の健康管理に役立て、母子の安全な健康づくりを促進した。 また、妊娠届出書の様式を改定し、妊娠届出書の様式を改定し、様々なリスクを抱える特定妊婦をより細やかに把握・管理し、スタッフ間で統一した情報を共有し支援を行った。 【妊婦健康診査】 妊婦1人あたりに14回分の補助券を母子健康手帳交付時に発行し、医療機関や助産所での妊婦健康診査(個別)を実施した。	【母子手帳交付】 身体的な問題を抱える妊娠合併症のハイリスク者等だけでなく、生活環境や成育歴といった、妊娠・出産・育児期までの発育や発達記録を行うことにより、母子の健康管理に役立て、母子の安全な健康づくりを促進した。 【妊婦健康診査】 母親から胎児に感染する疾病の検査等の増加により、障害を持って生まれる可能性のある出産の減少に繋がっている。近年若年者の妊婦が増加傾向にあるため、安全に健康な児を出産するために健診の必要性の説明や医療機関との連携がより一層必要と考える。	【母子手帳交付】 母子手帳交付冊数 1011冊 【妊婦健康診査】 妊婦健康診査受診者数 1453人 妊婦健康診査補助券利用枚数 14570枚	【母子手帳交付】 母子手帳交付冊数 84.25% 【妊婦健康診査】 妊婦健康診査受診者数 80.72% 妊婦健康診査補助券利用枚数 108.60%	
4-4. 妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実	新生児等訪問・乳幼児健診・育児相談	p. 42	市民協働部	健幸・スポーツ課		新生児及び乳児236人、幼児151人、妊婦226人の家庭訪問を実施する。身体測定や発達状況の確認を行う。また育児不安を抱える母親に働きかけ育児支援を行う。他機関と連携し訪問以外(保育園での見守り等)での対応の強化する。 乳幼児健診を年間96回実施する。乳幼児の成長・発達を診て疾病等の早期発見、早期対応に努める。また、保健・栄養相談を行い生活習慣の自立や健康の保持増進、身体的・精神的・社会的に健やかに成長できるようサポートを行い、育児不安やストレスの軽減を図る。健診スタッフの配置や健診の対応方法を再検討し、健診の円滑な実施・受診者の負担をより軽減できるよう努める。	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	86%	新生児及び乳児305人、幼児151人、妊産婦315人の家庭訪問を実施した。(保健課のまとめより)身体測定や発達状況の確認や、育児不安を抱える母親に働きかけ育児支援を行った。乳幼児健診実施(年間94回実施、コロナウイルスにより集団健診2回中止)。乳幼児の成長発達について早期発見、早期対応に努めた。保健指導や栄養指導を通して、育児不安やストレスの軽減を図りながら健診を実施した。未受診者への対応のため、マニュアルに従い健診受診勧奨を行い、フォローに努めた。	訪問については、今年度は特定妊婦・低出生体重児等で新生児訪問の件数を200人近くに増えている状況。多くの不安を抱えながら子育てしていかなければならない環境にあり、今後も継続支援が必要で被訪問者の増加が見込まれる。このため、対応するスタッフの確保・他の保健事業や他機関との連携を継続していく。乳幼児健診を通して成長発達について早期発見、早期対応ケースを把握する必要がある。育児ストレスの軽減のため保健指導を通してフォローをしていく。未受診者に対しては、電話入れ、訪問を行い把握を行う。	89%	103%
4-4. 妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実	言語相談・心理相談・運動相談・医師相談	p. 42	市民協働部	健幸・スポーツ課		就学前の児のうち発達面に支援の必要な児の保護者や保育者に対し、発達面に支援の必要な児の保護者や保育者へ相談の場を提供する。 個別相談144回、育成指導事業(集団)14回、巡回相談86回を実施する。	個別相談の実施延べ件数 540件 育成指導事業(集団)の参加延べ件数 110件 巡回相談延べ実施延べ件数 1600件	コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、育成指導事業(集団)の後期6回目は中止したが、そのほかの個別相談および巡回相談については予定通り実施。予約件数が集中している時期には、案内したい時期にスムーズに案内することが難しく、相談日をお待たせすることがあった。	令和元年度より個別相談の1つとして医師相談(診察)を開始した。これまで医療機関を受診する必要のあるケースにとって、「医療機関を受診する」という状況は、心身ともに負担が大きいものであった(数居の高い状況があった)が、医師相談を保健センターで実施出来たことで、保護者の負担軽減やケースの状況を把握しやすくなり、他の専門職(個別相談や巡回相談)との連携をタイムリーに行ったりすることができた。	個別相談の実施延べ件数 345件 育成指導事業(集団)の参加延べ件数 94件 巡回相談延べ実施延べ件数 1589件	個別相談の実施延べ件数 63% 育成指導事業(集団)の参加延べ件数 85% 巡回相談延べ実施延べ件数 99%	
4-5. 自殺未遂者(ハイリスク者)への支援	自殺未遂者支援研修	p. 42	市民協働部	健幸・スポーツ課		令和元年度は早めのスケジュール調整を行い、積極的な参加をはかり、自殺未遂者支援の推進を目指す。	年間参加回数	1回	令和元年10月1日に行われた「福岡県自殺未遂者支援研修会」に参加し、講演やグループワークを通して、自殺未遂者に対する接し方等について理解を深めた。	今回は自殺対策担当の職員のみが参加したが、今後は同じ職員ばかりが研修を受けるのではなく、担当でない職員にも参加してもらい、多くの職員に理解を深めてもらう必要がある。	1回	100%
4-6. 遺された人への支援	自死遺族に対する相談窓口の周知	p. 43	市民協働部	健幸・スポーツ課		保健センターに相談に来られた自死遺族、およびその関係者に対し、福岡県精神保健福祉センターが実施する自死遺族の相談に案内、周知し、適切な対応を図る。	指標化困難	-	本庁および各支所の窓口で自死遺族のための法律相談パンフレットを設置し、相談窓口の周知に努めた。	自死遺族に向けた相談窓口は複数存在するため、内容に応じて適切に案内を行う必要がある。	-	-

自殺対策計画進捗確認シート(基本施策)

【資料4】

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和元年度の実施計画	令和元年度指標名	令和元年度目標値	令和元年度実施状況	令和元年度 実施状況に関する担当課の評価	令和元年度実績値	達成度(%)
基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育												
5-1. SOSの出し方に関する教育の実施	健康に関する出前講座	p. 43	市民協働部	健康・スポーツ課	○	市内に住所を有する40歳から64歳までの者を対象に、保健師、栄養士、運動指導員等が健康に関する指導及び助言を行う。病態別健康教育(肥満・高血圧等)190回、一般健康教育(生活習慣病予防)270回実施する。参加者に高齢者層が増加してきたため、40歳から64歳の参加者が増えるように事業内容や周知方法を工夫する。	病態別健康教育受講者数	3800人	市内に住所を有する者を対象に、保健師、栄養士、運動指導員等が健康に関する指導及び助言を行う。	一般健康教育(生活習慣病予防)291回実施する。	8057人	212%
5-1. SOSの出し方に関する教育の実施	教職員向け研修	p. 43	教育部	学校教育課	○	「生徒指導主事、生徒指導担当者研修」において、不登校・自殺問題や支援先等に関する情報を提供し、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援についての理解を深める。	実施回数	2回	第1回を、夏季休業前の7月初めに、第2回を冬季休業前の12月中旬に実施した。ともに飯塚市の小中学校の不登校・いじめの状況について、支援の在り方について説明することができた。また、令和元年10月改定の「不登校支援の在り方」についても説明することができた。	児童生徒の問題については、学校教育課と学校だけではなく、関係各機関と連携し合いオウガ行えている。今後も、児童生徒の抱える問題については、早期発見・早期対応を心がけていく必要がある。	2回	100%
5-2. SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化	学習支援ボランティア事業	p. 43	教育部	生涯学習課		社会教育及び学校教育等の学習活動、体験活動の支援と充実を図ることを目的として、小学校等の各団体の申請に応じてボランティア登録者を派遣する。	年間派遣数	2,724人	社会教育及び学校教育等の学習活動、体験活動の支援と充実を図ることを目的として小学校等の各団体の申請に応じてボランティア登録者を派遣した。	ボランティア派遣の機会を拡充させるため、事業PRを強化する必要がある。	2,253人	83%
5-2. SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化	スクールソーシャルワーカー活用事業	p. 43	教育部	学校教育課		児童生徒及び家庭への働きかけ、学校内におけるチーム体制構築、支援及び相談、関係機関とのネットワーク構築、連絡、調整を行う。	SC,SSW等の相談件数	1000件	市費によるSC(臨床心理士等)を5名、SSW(社会福祉士)を2名配置(今年度から1名増加)し、市内全域の児童・生徒・保護者等を対象とした相談業務を実施することができた。	SC,SSWの専門性を活かして、幼児・児童・生徒が抱える悩みや不安、ストレス等を緩和することができている。	1679件	167%
5-2. SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化	登校サポートボランティア派遣	p. 44	教育部	学校教育課		要請に応じて派遣する際には、サポーターと学校が綿密に打合せを行い、児童生徒のサポートにあたる。	サポーターの要請校数	29校	年度当初の校長会議で、飯塚市教育研究所内のスクールサポーター派遣事業について紹介した。学校からは、児童生徒の状況に応じて派遣申請書を提出していただき、サポーターを派遣してきた。また、定期的な学校訪問による、気になる児童生徒の情報交換も行うことができた。	サポーター派遣の内容を校長会で詳しく説明することで、学校からの相談が行いやすくなっている。今後も、学校と連携しながら児童生徒の教育相談の充実を図っていく。	29校	100%
5-2. SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化	不登校児童生徒支援事業	p. 44	教育部	学校教育課		学校へ通えない不登校の児童生徒への学習支援や体験活動など、児童生徒の社会的自立へ向けた支援を重視して活動していく。	不登校児童生徒の復帰率	前年度(25%)から増加または現状維持	個々の児童生徒に対して教育相談、学習指導、集団生活への適応等柔軟な対応をとることにより、児童生徒が自ら自立できるように支援、指導を行うことができた。	児童生徒の支援、指導だけではなく、保護者との面談等も積極的に行うことにより、保護者の心理的安定を図ることができるよう支援を行っていく。	28.50%	114%

自殺対策計画進捗確認シート(基本施策)

【資料4】

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和2年度の実施計画	令和2年度指標名	令和2年度目標値
基本施策1 地域におけるネットワークの強化								
1-1. 地域におけるネットワークの強化	飯塚市いのちを支える自殺対策推進委員会	p. 34	市民協働部	健幸・スポーツ課		令和2年度以降は計画の実施期間へと移行するため、主に進捗管理を行うこととなる。全部署の職員それぞれを集めての会議が困難であっても、書面決議など方法を凝らして、全庁の意識共有を図りたい。	年間開催数	1回
1-1. 地域におけるネットワークの強化	飯塚市健康づくり・食育推進協議会	p. 34	市民協働部	健幸・スポーツ課		令和2年度においては、飯塚市健康づくり計画、および飯塚市自殺対策計画の進捗管理を行っていく必要がある。コロナウイルス感染症の影響で、一堂に会しての会議は困難であるが、書面決議など方法を凝らして、協議を図りたい。	年間開催数	2回
1-1. 地域におけるネットワークの強化	飯塚市要保護児童連絡協議会	p. 34	福祉部	子育て支援課		要保護児童がいる世帯で、自殺する可能性のある親子があるケースについて、ケース検討を行い、支援方針を決定し、自殺防止につながる支援が行えるようにする。	年間開催数	11回
1-1. 地域におけるネットワークの強化	飯塚市子ども会指導者連絡協議会事業	p. 34	教育部	生涯学習課		月1回の定例会及び定例の事業（文化、育成）を開催する。（4～6月の定例会及び子どもまつり、体育事業については新型コロナウイルス感染拡大により中止が決定している。）	年間開催数	11回
1-1. 地域におけるネットワークの強化	地域福祉ネットワーク活動推進事業	p. 34	福祉部	高齢介護課		市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会に対して、活動推進事業補助金を助成し、地域ネットワークの強化を図り、高齢者の社会参加の促進、及び孤独・孤立予防の推進に努める。	委員会開催数	120回
1-1. 地域におけるネットワークの強化	障がい者地域自立支援ネットワーク事業	p. 34	福祉部	社会・障がい福祉課		地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図る。	主催会議開催数	59回
1-1. 地域におけるネットワークの強化	利用者支援事業	p. 34	福祉部	子育て支援課		関係機関とのネットワークを推進し、相談に応じた適切な機関へ繋げることで、不安を抱えた保護者の支援を行う。	自殺防止対策としての指標化は困難	—
1-1. 地域におけるネットワークの強化	飯塚市青少年問題協議会	p. 35	福祉部	子育て支援課		青少年の指導、育成等に関する必要な重要事項を調整審議し、関係行政機関が行う青少年育成事業についての意見を述べる。	年間開催回数	2回
1-1. 地域におけるネットワークの強化	アルコール関連団体の支援	p. 35	福祉部	社会・障がい福祉課		引き続き、公共施設の利用料減免を行い、間接的に活動を支援する。	減免申請書受付件数	10回
1-1. 地域におけるネットワークの強化	ひとり暮らし高齢者等見守り活動に関する協定	p. 35	福祉部	高齢介護課		孤独死防止及び早期発見に向けた取り組みとして、各種民間事業者と協定を結び、見守り活動の強化を図る。	協定団体数	37団体
1-1. 地域におけるネットワークの強化	認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業	p. 35	福祉部	高齢介護課		協力団体と連携により、徘徊時の早期発見に向けた取り組みとして、徘徊された方の家族等の負担を軽減するためにも、継続した支援を行っていく。	協力団体数	98団体

自殺対策計画進捗確認シート(基本施策)

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和2年度の実施計画	令和2年度指標名	令和2年度目標値
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成								
2-1. 様々な職種を対象とする研修	職員向けゲートキーパー養成事業	p. 36	市民協働部	健幸・スポーツ課		新規採用職員及び一般市民を対象としたゲートキーパー養成研修会を実施	年間開催数	2回
2-1. 様々な職種を対象とする研修	自殺対策研修会	p. 36	市民協働部	健幸・スポーツ課		前年度に続き、県の開催する令和元年度自殺対策研修会および関連研修へ参加する。	研修参加回数	2回以上
2-1. 様々な職種を対象とする研修	メンタルヘルス研修	p. 36	総務部	人事課		メンタルヘルス研修を実施予定としているが、コロナウイルス感染症による影響に伴い、実施手法や実施時期を調整中。	年間開催数	1回
2-2. 一般市民に対する研修	市民向けゲートキーパー養成事業	p. 36	市民協働部	健幸・スポーツ課		これまでゲートキーパー研修は職員向けにしか行っていなかったが、幅広い方々にゲートキーパーとしての役割を担ってもらうように市民向けのゲートキーパー研修を行う。	年間開催数	1回
2-2. 一般市民に対する研修	PTAに対する教育講演会の実施	p. 36	教育部	生涯学習課		教育講演会を実施する。	年間開催数	1回
2-3. 学校教育・社会教育に関わる人への研修	教職員向け研修	p. 36	教育部	学校教育課		今年度は、新型コロナウイルス感染症による休校明けすぐに第1回目を実施した。通常ではない状況の中で過ごしてきた子供たちのストレスや不安をいち早く発見し、対応することを呼び掛ける。	実施回数	2回
基本施策3 住民への啓発と周知								
3-1. リーフレット等啓発グッズの作成と周知	自殺予防週間、自殺対策強化月間の啓発事業	p. 37	市民協働部	健幸・スポーツ課		コロナウイルス感染症の影響でイベントが行えない状況が続くが、本庁や各支所などの窓口にチラシを設置することで周知を図りたい。	チラシ等配布枚数	100枚
3-1. リーフレット等啓発グッズの作成と周知	各種健康教育事業を活用した自殺予防啓発事業	p. 37	市民協働部	健幸・スポーツ課		1クール2回を2クール実施	開催回数	6回
3-2. 市民向け講演会・イベント等の開催	人権啓発事業	p. 37	市民協働部	人権・同和政策課		イイヅカコミュニティセンター内の人権・同和啓発コーナーで、自死防止に関する内容を含んだ子どもの人権問題(いじめ問題)のパネル展示による啓発活動を年間2回行う。	啓発回数	2回
3-2. 市民向け講演会・イベント等の開催	健幸づくり講演会における啓発事業	p. 37	市民協働部	健幸・スポーツ課		令和2年11月に口腔についてのテーマを講演会開催する。 市報・ホームページへの掲載、保健事業でのチラシの配布(主にがん検診)にて周知。 また同日に血管年齢測定・骨密度測定・脳年齢測定を開催する。	開催回数	1回
3-2. 市民向け講演会・イベント等の開催	健康に関する出前講座	p. 37	市民協働部	健幸・スポーツ課		一般健康教育(生活習慣病予防)を実施する際に、パンフレット等を配布し心の健康についても講話を行う。	一般健康教育受講者数	3800人
3-2. 市民向け講演会・イベント等の開催	少年相談センター事業	p. 37	福祉部	子育て支援課		少年の非行を未然に防止し健全な育成を図るため、少年補導・少年相談業務を通じて、適切な指導、助言を行う。	年間補導実施回数	540回

自殺対策計画進捗確認シート(基本施策)

【資料4】

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和2年度の実施計画	令和2年度指標名	令和2年度目標値
3-2. 市民向け講演会・イベント等の開催	みんなの健康・福祉のつどい	p. 37	市民協働部	健康・スポーツ課		「みんなの健康・福祉のつどい」にて保健センターが出席するブースにて、パンフレット配布・ポスター掲示等の自殺予防啓発を行う。	保健センターコーナー入場者数	500人
3-2. 市民向け講演会・イベント等の開催	アルコール関連団体の支援	p. 38	福祉部	社会・障がい者福祉課	○	引き続き、公共施設の利用料減免を行い、間接的に活動を支援する。	減免申請書受付件数	10回
3-2. 市民向け講演会・イベント等の開催	市民向けゲートキーパー養成事業	p. 38	市民協働部	健康・スポーツ課	○	これまでゲートキーパー研修は職員向けにしか行っていなかったが、幅広い方々にゲートキーパーとしての役割を担ってもらうように市民向けのゲートキーパー研修を行う。	年間開催数	1回
3-3. メディアを活用した啓発	市民への広報事業	p. 38	市民協働部 総務部	健康・スポーツ課 情報政策課		広報掲載 1回/年 ホームページ更新 1回/年 庁舎内 ポスター・パンフレット掲示	広報掲載回数・ホームページ更新回数	広報掲載 1回/年 ホームページ 更新 1回/年
3-3. メディアを活用した啓発	男女共同参画推進情報・啓発事業	p. 38	市民協働部	男女共同参画推進課		速やかに情報提供をするとともに、自殺が多い時期等には目につきやすい場所に配架するなどさらに工夫をする。	情報提供回数	3回
基本施策4 生きることの促進要因への支援								
4-1. 居場所づくり活動	図書館における情報提供	p. 38	教育部	生涯学習課 市立図書館		引き続き様々なイベント等を含めた事業を展開する。新型コロナウイルス感染拡大防止のためにより必要な安全対策を講じたうえで事業を実施する。	年間事業数	31種類以上
4-1. 居場所づくり活動	認知症カフェ	p. 38	福祉部	高齢介護課		認知症の方やその家族が、一人で悩まずに周りとの情報交換や心の気分転換ができるように、カフェの数を更に増やし、気軽に通える場づくりに取り組んでいく。	カフェ設置数	20か所
4-1. 居場所づくり活動	サン・アビリティーズいづか運営事業	p. 38	福祉部	社会・障がい者福祉課		NPO法人いづか障害児者団体協議会が主催する相談会は、令和2年度から相談形式でなくなるため、飯塚市障がい者相談員が相談を受けた件数を指標として用いる。	相談件数	700件
4-1. 居場所づくり活動	地域子育て支援拠点事業	p. 39	福祉部	子育て支援課		保護者同士の交流・情報交換や、子育てに対する相談の場を提供することで、悩みや不安への負担軽減に寄与し、早期対応を行う。	自殺防止対策としての指標化は困難	—
4-1. 居場所づくり活動	放課後児童健全育成事業	p. 39	教育部	学校教育課		引き続き、支援機関や学校と連携を保ちながら、相談体制を確立するとともに、支援員を対象とし、子どもの人権を守り自殺予防につながる研修会を年1回継続して開催する。	研修会数	1回
4-1. 居場所づくり活動	放課後子ども教室推進事業	p. 39	教育部	生涯学習課		児童の学習に対する意欲の向上や基本的な生活習慣の習得等を図るために様々な体験・交流・学習プログラムを提供する。新型コロナウイルス感染拡大により事業開始時期は未定だが必要な安全対策を講じたうえで事業を実施する。	教室年間開催回数	1,088回
4-1. 居場所づくり活動	介護予防教室	p. 39	福祉部	高齢介護課		高齢者筋力アップ教室、足元運動教室、ポールエクササイズ教室、リズムエクササイズ教室、脳元気教室、音楽サロンを市内会場にて開催。なお、令和2年度についてはケア・トランポリン教室を2会場で開催。	教室実施会場数	27会場

自殺対策計画進捗確認シート(基本施策)

【資料4】

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和2年度の実施計画	令和2年度指標名	令和2年度目標値
4-1. 居場所づくり活動	フレイル予防事業	p. 39	福祉部	高齢介護課		日常生活圏域（又は地域包括支援センター圏域）でのフレイル予防教室を開催。 ※フレイル予防事業については、令和2年度より健幸・スポーツ課へ事業移管。	フレイル予防教室実施会場数	13会場
4-1. 居場所づくり活動	少年相談センター事業	p. 39	福祉部	子育て支援課	○	少年の非行を未然に防止し健全な育成を図るため、少年補導・少年相談業務を通じて、適切な指導、助言を行う。	年間補導実施回数	540回
4-2. 相談体制の充実	納付相談（市税・国民健康保険税納付相談）	p. 40	行政経営部	税務課		病気や失業等の理由により市税の納付が困難な市民に対しては、納付相談を通じて納付計画等を行い、必要に応じて関係する支援機関に繋げる。	自殺防止対策としての指標化は困難	—
4-2. 相談体制の充実	納付相談（保育料・学童保育所利用料納付相談）	p. 40	福祉部	子育て支援課		相談者の意向や状況を尊重し、適切な納付指導を行う。	自殺防止対策としての指標化は困難	—
4-2. 相談体制の充実	納付相談（水道料金納付相談）	p. 40	企業局	企業管理課		病気や失業者等の理由により納付が困難な方に対して、納付相談を通じて納付計画を行い、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	自殺防止対策としての指標化は困難	—
4-2. 相談体制の充実	納付相談（市有地等貸付納付相談）	p. 40	行政経営部	財産活用課		納付についての相談があった場合、無理のない納付方法を検討し、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	相談回数についての指標化は困難である。	-
4-2. 相談体制の充実	納付相談（後期高齢者医療保険料納付相談）	p. 40	市民環境部	医療保険課		後期高齢者医療の被保険者に対して、保険料を納期限内に納付するよう働きかけるため、市報や各被保険者向けのちらしを用い、保険料を期限内に納付するよう広報を行う。また、病気や失業、新型コロナウイルス感染症の影響で著しく収入が減少した等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な方に対して、納付相談を通じて生活していくうえで無理のない納付計画を行い、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	訪問及び電話等による保険料の納付勧奨	554件
4-2. 相談体制の充実	納付相談（住宅使用料納付相談、住宅新築資金等納付相談）	p. 40	都市建設部	住宅課		病気や失業等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な方に対して、納付相談を通じて生活していく上で無理のない納付計画を作成する。	適切な相談窓口を紹介	明記が困難
4-2. 相談体制の充実	納付相談（介護保険料納付相談）	p. 40	福祉部	高齢介護課		介護保険料の滞納に至った背景に、生活困窮や心身の病等があった場合には、少額からの分割納付の提案や、生活自立支援相談室や生活支援課に繋ぐ等、その者に応じた適切な対応を行う。	納付困難者それぞれの立場や状況に応じた適切な対応をとる。	納付困難者それぞれの立場や状況に応じた適切な対応をとる。
4-2. 相談体制の充実	納付相談（学校給食費納付相談）	p. 40	教育部	学校給食課		昨年度に引き続き、納付が困難な方に対して、分納誓約を交わし、無理のない納付計画を立てていく。また、必要であれば就学援助の案内を行う。	指標化困難	—
4-2. 相談体制の充実	納付相談（奨学資金返還金納付相談）	p. 40	教育部	教育総務課		返還者からの納付相談に対し、生活していく上で無理のない納付計画であることを確認するとともに、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	相談の有無は返還者からの申出によるため、指標化は困難である。	—
4-2. 相談体制の充実	納付相談（児童クラブ利用料納付相談）	p. 40	教育部	学校教育課		やむを得ない事情により納付が困難な方に対し、納付相談を通じて無理のない納付計画を行う。また、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	相談件数	1件
4-2. 相談体制の充実	子育て世代包括支援センター事業	p. 40	市民協働部	健幸・スポーツ課		夫の帰りが遅い、実家が遠方、実家との関係が希薄など、産後に育児の協力が得にくい状況で、不安や疲れを持っている母親達も少なくない。孤立した中で不安を抱えた育児は虐待のリスクを含んでいるため、産後間もない期間にはより専門的な手厚い支援ができるような事業の実施。	子育て世代包括支援事業支援プラン作成数	120件

自殺対策計画進捗確認シート(基本施策)

【資料4】

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和2年度の実施計画	令和2年度指標名	令和2年度目標値
4-2. 相談体制の充実	求職者支援事業	p. 40	経済部	商工観光課		市内各求職者施設との情報交換を行いつつ、より多くの求職者に筑豊プラチナを活用してもらえるよう施設の周知・広報をすすめる。	若年者の就職者数	55名
4-2. 相談体制の充実	消費生活センター事業	p. 40	市民協働部	地域振興課		消費生活上の問題を抱える市民に、関係機関と連携した相談事業を実施する。	年間相談者数	1,300人
4-2. 相談体制の充実	無料法律相談事業	p. 40	市民協働部	地域振興課		法律問題を抱える市民に相談事業を実施する。	年間相談者数	500人
4-2. 相談体制の充実	女性相談事業	p. 41	市民協働部	男女共同参画推進課		相談事業の対象者である市民や在勤者へ事業を周知するため、さらなる新規の広報場所を確保する。	法律相談・一般相談年間受付件数	各50件
4-2. 相談体制の充実	障がい者基幹相談支援センター事業	p. 41	福祉部	社会・障がい者福祉課		障がい者基幹相談支援センターの運営を委託し専門的職員を以って障がい福祉に関する相談支援体制を強化する。	相談者数	1,833人
4-2. 相談体制の充実	生活困窮者自立相談支援事業	p. 41	福祉部	生活支援課		新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金に悩みを抱える相談者が増えることが予想されることから、関係機関との連携を一層強化し、相談者の状況に応じた支援策へとつなげる。	生活自立支援相談室における新規相談受付件数	246件
4-2. 相談体制の充実	母子・父子自立支援員設置事業	p. 41	福祉部	子育て支援課		自殺する可能性のあるひとり親世帯の親子があるケースについて、電話や窓口にて相談しやすい体制を整備し、相談者の心の声を傾聴し、助言等を行い、生きる希望を与える。	年間相談受付件数	300件
4-2. 相談体制の充実	家庭児童相談員設置事業	p. 41	福祉部	子育て支援課		自殺する可能性のある親子があるケースについて、電話や窓口にて相談しやすい体制を整備し、相談者の心の声を傾聴し、助言等を行い、生きる希望を与える。	年間相談受付件数	2300件
4-2. 相談体制の充実	教育相談	p. 41	教育部	学校教育課		昨年同様、保護者からの悩み、相談に真摯に対応し、指導係と情報を共有していく。	相談件数	前年度からの増加または現状維持
4-2. 相談体制の充実	民生・児童委員活動	p. 41	福祉部	社会・障がい者福祉課		民生委員・児童委員による日常的な見守り・相談業務を行い、関係機関との連携を図る。	相談件数	8,000件
4-3. 心身の健康に関する支援の充実	各種健（検）診事業	p. 41	市民協働部	健幸・スポーツ課		国民健康保険加入者対象の特定健康診査や19歳から39歳までの市民を対象とした若年者健診との同時開催を年間36回、協会けんぽと共催でがん検診を6回、市内各所で実施する。また検診票の打ち出し等を検診機関に依頼し、待ち時間の短縮や記載漏れ等をなくし受診しやすい環境づくりに努め、受診者の増加を図る。また、40歳・50歳・60歳を対象に勧奨通知を行う。	がん検診精密受診率（胃・肺・大腸・子宮・乳・前立腺）	平均 85% (2020年度報告)

自殺対策計画進捗確認シート(基本施策)

【資料4】

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和2年度の実施計画	令和2年度指標名	令和2年度目標値
4-3. 心身の健康に関する支援の充実	各種健(検)診事業	p. 41	市民環境部	医療保険課		40歳~74歳の国民健康保険被保険者に対して特定健康診査を実施する。内臓脂肪の蓄積に着目し、健診によって保健指導対象者を抽出して対象者の持つリスクの数に応じた個別の保健指導を行うことで、その要因となっている生活習慣を改善し、生活習慣病の予防を行う。今年度はコロナウイルス感染症の動向に配慮しながら受診勧奨を行う予定。	特定健康診査受診率	60%
4-3. 心身の健康に関する支援の充実	重複多受診者訪問指導	p. 41	市民環境部	医療保険課		医療機関へ頻回又は重複受診している国保被保険者(重複・多剤投与者)に対して、適正受診の指導や健康相談等を実施する。(国保連委託事業)	訪問回数	76回
4-3. 心身の健康に関する支援の充実	各種健康相談	p. 42	市民協働部	健幸・スポーツ課		保健師・管理栄養士・運動指導員によって健康に関する指導及び助言を行う中で、こころの健康についても知識・啓発の普及を行う。	総合健康相談数	4,000人
4-4. 妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実	母子健康手帳交付・妊婦健康診査	p. 42	市民協働部	健幸・スポーツ課		【母子手帳交付】 妊娠届出書を提出した妊婦または妊娠届出書を提出した家族に対して、母子健康手帳を交付し、妊娠・出産・乳幼児期の発育や発達記録を行うことによって、母子の健康管理に役立てる。また、母子手帳交付時にサポート体制など聞き取り、必要な支援に繋げ、母子の安全な健康づくりを促進する。 妊婦の状況を聞き取るうえで様々なリスクを抱える特定妊婦をより細やかに把握・管理し、スタッフ間で統一した情報を共有し支援を行う。 【妊婦健康診査】 妊婦1人あたりに14回分の補助券を母子健康手帳交付時に発行し、医療機関や助産所での妊婦健康診査(個別)を実施する。必要時、医療機関との連携を図り、健診結果を有効に活用する。	【母子手帳交付】 母子手帳交付冊数 1100冊 【妊婦健康診査】 妊婦健診受診者数 1700人 妊婦健診補助券利用枚数 13000枚	【母子手帳交付】 母子手帳交付冊数 1100冊 【妊婦健康診査】 妊婦健診受診者数 1700人 妊婦健診補助券利用枚数 13000枚
4-4. 妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実	新生児等訪問・乳幼児健診・育児相談	p. 42	市民協働部	健幸・スポーツ課		新生児及び乳児297人、幼児153人、妊産婦300人の家庭訪問を実施する。身体測定や発達状況の確認を行う。また育児不安を抱える母親に働きかけ育児支援を行う。他機関と連携し訪問以外(保育園での見守り等)での対応の強化する。 乳幼児健診を年間96回実施する。乳幼児の成長・発達を診て疾病等の早期発見、早期対応に努める。また、保健・栄養相談を行い生活習慣の自立や健康の保持増進、身体的・精神的・社会的に健やかに成長できるようサポートを行い、育児不安やストレスの軽減を図る。健診スタッフの配置や健診の対応方法を再検討し、健診の円滑な実施・受診者の負担をより軽減できるよう努める。	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	90%
4-4. 妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実	言語相談・心理相談・運動相談・医師相談	p. 42	市民協働部	健幸・スポーツ課		就学前の児のうち発達面に支援に必要な児の保護者や保育者に対し、相談の場を提供する。 個別相談150回、育成指導事業(集団)7回、巡回相談86回を実施する。	個別相談の実施延べ件数 540件 育成指導事業(集団)の参加延べ件数 55件 巡回相談延べ実施延べ件数 1600件	個別相談の実施延べ件数 540件 育成指導事業(集団)の参加延べ件数 55件 巡回相談延べ実施延べ件数 1600件
4-5. 自殺未遂者(ハイリスク者)への支援	自殺未遂者支援研修	p. 42	市民協働部	健幸・スポーツ課		令和2年度も引き続き、研修に参加するが、毎回同じ職員が参加するのではなく、担当でない職員にも参加してもらい、多くの職員が理解を深めるよう推進する。	年間参加回数	1回以上
4-6. 遺された人への支援	自死遺族に対する相談窓口の周知	p. 43	市民協働部	健幸・スポーツ課		前年度に続き、保健センターに相談に来られた自死遺族、およびその関係者に対し、福岡県精神保健福祉センターが実施する自死遺族の相談に案内、周知し、適切な対応を図る。	指標化困難	-

自殺対策計画進捗確認シート(基本施策)

【資料4】

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和2年度の実施計画	令和2年度指標名	令和2年度目標値
基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育								
5-1. SOSの出し方に関する教育の実施	健康に関する出前講座	p. 43	市民協働部	健幸・スポーツ課	○	一般健康教育（生活習慣病予防）を実施する際に、パンフレット等を配布し心の健康についても講話を行う。	一般健康教育受講者数	3800人
5-1. SOSの出し方に関する教育の実施	教職員向け研修	p. 43	教育部	学校教育課	○	今年度は、新型コロナウイルス感染症による休校明けすぐに第1回目を実施した。通常ではない状況の中で過ごしてきた子供たちのストレスや不安をいち早く発見し、対応することを呼び掛ける。	実施回数	2回
5-2. SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化	学習支援ボランティア事業	p. 43	教育部	生涯学習課		社会教育及び学校教育等の学習活動、体験活動の支援と充実を図ることを目的として小学校等の各団体の申請に応じてボランティア登録者を派遣する。	年間派遣数	2,728人
5-2. SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化	スクールソーシャルワーカー活用事業	p. 43	教育部	学校教育課		昨年度に引き続き、心理的側面から、本人が抱える悩み・不安・ストレス等を和らげながら、今日牛や保護者の対応能力を高める。また、福祉的な側面から、本人に影響を及ぼしている家庭・地域・学校の環境に働きかけ、支援のネットワークを構築する。	相談件数	前年度からの増加または現状維持
5-2. SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化	登校サポートボランティア派遣	p. 44	教育部	学校教育課		昨年度同様、年度はじめに派遣事業について説明を行った。児童生徒に関わる、保護者の悩み等も含めて昨年同様、学校と連携を取りながら実施していく。	相談件数	前年度から増加または現状維持
5-2. SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化	不登校児童生徒支援事業	p. 44	教育部	学校教育課		児童生徒の支援、指導に当たっては、適応指導教室内で研究協議を重ねるとともに、児童生徒の在籍校、教育事務所関係機関と連携を図り、実効ある支援、指導を行っていく。	不登校児童生徒の復帰率	前年度からの増加

自殺対策計画進捗確認シート(重点施策)

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和元年度の実施計画	令和元年度指標名	令和元年度目標値	令和元年度実施状況	令和元年度 実施状況に関する担当課の評価	令和元年度実績値	達成度(%)
重点施策1 勤務者・経営者対策												
1-1. 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	職員の健康管理事務	p. 45	総務部	人事課		職員総合健診：年1回。 ※インボディ測定会も実施。 産業医面談：月2回。 保健師相談：週1回	年間開催数	職員総合健診：年1回 産業医面談：月2回 保健師相談：週1回	職員総合健診、産業医及び保健師による健康相談、面談、ストレスチェックを実施。	平成30年度は相談場所が本庁のみだったが、令和元年度は隔月ペースで保健師による相談を支所でも行うことができた。職員の心身の健康のため、さらに相談しやすい環境を整える必要があると思われる。	職員総合健診：年1回 産業医面談：月2回 保健師相談：週1回	100%
1-1. 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	健康に関する出前講座	p. 45	市民協働部	健康・スポーツ課	○	市内に住所を有する40歳から64歳までの者を対象に、保健師、栄養士、運動指導員等が健康に関する指導及び助言を行う。 病態別健康教育（肥満・高血圧等）190回、 一般健康教育（生活習慣病予防）270回実施する。参加者に高齢者層が増加してきたため、40歳から64歳の参加者が増えるように事業内容や周知方法を工夫する。	病態別健康教育受講者数	3800人	市内に住所を有する者を対象に、保健師、栄養士、運動指導員等が健康に関する指導及び助言を行う。	一般健康教育（生活習慣病予防）291回実施する。	8057人	212%
1-1. 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	メンタルヘルス研修	p. 45	総務部	人事課	○	令和元年7月に外部講師を招き、OJT推進員向けにメンタルヘルス研修を実施。	年間開催数	1回	令和元年7月にOJT推進を対象として、外部講師によるメンタルヘルス研修を実施。	事後アンケートでは「理解できた」「概ね理解できた」が89%、「活用できる」「概ね活用できる」が75%という結果であり、セルフケアラインアップの知識を習得するとともに、これを職場において活用する方法の習得に繋がったと言える。今後も継続的な実施が必要であると考えられる。	1回	100%
1-1. 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	求職者支援事業	p. 45	経済部	商工観光課	○	より多くの求職者が相談・就職できるよう、筑豊プランチの周知・広報をすすめる。	若年者の就職者数	55人	若年者を安定的な職業へ導くために、キャリアコンサルタントによる就職相談窓口を県と共同で、ワンストップサービスセンターe-ZUKAとして設置している。求職者に対する情報提供、履歴書の添削、セミナーの開催、職業紹介業務等を実施しており、令和元年度の実績は年間来所者127名、年間登録者29名であった。また、市内各所にある就職支援施設との情報交換も実施した。	前年度と比較して、相談者も就職者も減少した。市内求職者への周知をすすめると共に、市内各所にある求職者支援施設の相互の役割を明確化し、連携して求職者の支援にあたる必要性があると思われる。	15人	27%
1-2. 勤務者および経営者に対する相談・支援事業の実施	中小企業支援融資事業	p. 45	経済部	商工観光課		前記調査結果を元に本市の方針を定め、関係機関との会議を行い、制度融資の精査を行う。	相談件数	2件	市内中小企業者へ経営面等に対する支援を目的に、必要な資金の融資を行うことで、市内中小企業者の経営の安定化等を図るもの。	本市制度融資の見直しを行い、必要な融資項目を整理した。	4件	200%
重点施策2 生活困窮者対策												
2-1. 相談支援および生活支援の充実	生活保護事業	p. 46	福祉部	生活支援課		生活保護法に基づき、すべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長支援を行う。生活保護の申請受付、要否判定により、被保護者に対する保護費の支給及び自立支援を行うとともに、個々の状況に応じた適切な支援を行う。	生活保護相談件数	—	生活保護法に基づき、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立の助長支援を行った。生活保護の申請受付、要否判定により保護費の支給を行い、ケースワーカー等から個々の状況に応じた適切な支援を行った。	生活保護法改正や新たな制度についての理解を深めるため、複数回の職員研修を実施するとともに、県等が主催する研修会に参加した。「生活困窮者自立相談支援事業」と「生活保護事業」両制度の切れ目ない支援を行うため、関係機関との連携強化を図った。生活保護受給者については、個々の状況に応じた適切な支援を行い、受給者が安心して暮らせる基盤づくりに寄与した。	496件	-
2-1. 相談支援および生活支援の充実	住居確保給付金事業	p. 46	福祉部	生活支援課		生活困窮者の住居確保や就労自立に寄与できるよう関係機関と連携を図る。	住居確保給付金申請件数	—	生活自立支援相談室において、離職等により住居を失った、或いは失うおそれのある生活困窮者からの住居確保給付金の相談、受付を行った。	市の関係各課、社会福祉協議会、ハローワーク等の関係機関と連携し、制度の周知を行った。住居確保給付金に関する相談はあったが、令和元年度に申請に至るケースは0件となった。	0件	-
2-1. 相談支援および生活支援の充実	生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業	p. 46	福祉部	生活支援課		生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもに対し、毎週土曜日に市内2か所の会場において学習支援、生活指導ならびに食育等の支援を実施する。ケースワーカーより参加対象の子どもがいる世帯への案内を行うとともに学校や困窮世帯への事業の周知を強化する。	延参加者数	1,600人 (20名×40回×2会場)	生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもに対し、毎週土曜日に市内2か所の会場において、学習支援、生活指導並びに食育等の支援を実施した。	参加登録者（児童生徒）37名。延参加者数は目標値に届かなかったが、社会問題化する子どもの貧困に関する行政の責務が問われている中、子どもに居場所を提供し、学習支援から生活指導、また食育に至るまで一連の支援を行うことにより、貧困の連鎖の防止を図った。	617人	39%
2-1. 相談支援および生活支援の充実	求職者支援事業	p. 46	経済部	商工観光課	○	より多くの求職者が相談・就職できるよう、筑豊プランチの周知・広報をすすめる。	若年者の就職者数	55人	若年者を安定的な職業へ導くために、キャリアコンサルタントによる就職相談窓口を県と共同で、ワンストップサービスセンターe-ZUKAとして設置している。求職者に対する情報提供、履歴書の添削、セミナーの開催、職業紹介業務等を実施しており、令和元年度の実績は年間来所者127名、年間登録者29名であった。また、市内各所にある就職支援施設との情報交換も実施した。	前年度と比較して、相談者も就職者も減少した。市内求職者への周知をすすめると共に、市内各所にある求職者支援施設の相互の役割を明確化し、連携して求職者の支援にあたる必要性があると思われる。	15人	27%
2-1. 相談支援および生活支援の充実	納付相談（市税・国民健康保険税納付相談）	p. 46	行政経営部	税務課	○	病気や失業等の理由により市税の納付が困難な市民に対しては、納付相談を通じて納付計画等を行い、必要に応じて関係する支援機関に繋げる。	自殺防止対策としての指標化は困難	—	・電話や面談により生活状況や収入状況を聞き取り、分割による納付相談等を行った。 ・ファイナンシャルプランナーによる相談事業や他課の生活支援事業を案内した。	徴収については地方税法、国税徴収法に基づいて適正に事務処理を行った。	—	—
2-1. 相談支援および生活支援の充実	納付相談（保育料・学童保育所利用料納付相談）	p. 46	福祉部	子育て支援課	○	相談者の意向や状況を尊重し、適切な納付指導を行う。	自殺防止対策としての指標化は困難	—	保育料等の滞納理由に応じて、適宜納付指導を行った。	相談者の意向や状況を尊重し、適切な納付指導を行うことができた。	—	—
2-1. 相談支援および生活支援の充実	納付相談（水道料金納付相談）	p. 46	企業局	企業管理課	○	病気や失業者等の理由により納付が困難な方に対して、納付相談を通じて納付計画を行い、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	自殺防止対策としての指標化は困難	—	水道料金、下水道使用料の納付相談については、必要に応じて分割納付等の対応を行った。	飯塚市水道事業給水条例や飯塚市下水道条例に基づく適正な事務処理を行い、水道料金と下水道使用料の徴収率向上に努めた。	—	—
2-1. 相談支援および生活支援の充実	納付相談（市有地等貸付納付相談）	p. 46	行政経営部	財産活用課	○	納付についての相談があった場合、無理のない納付方法を検討し、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	相談回数についての指標化は困難である	—	令和元年度における貸付料の納付については、納付における相談も少なく、分納等の対応は行うことはなかった。	令和元年度については、相談件数も少なく、分納等の対応は行わなかった。今後も引き続き、相談があった場合は、無理のない納付方法を検討していく。	—	—

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和元年度の実施計画	令和元年度指標名	令和元年度目標値	令和元年度実施状況	令和元年度 実施状況に関する担当課の評価	令和元年度実績値	達成度(%)
2-1. 相談支援および生活支援の充実	納付相談（後期高齢者医療保険料納付相談）	p. 46	市民環境部	医療保険課	○	後期高齢者医療の被保険者に対して、保険料を納期限内に納付するよう働きかけるため、市報や各被保険者向けのちらしを用い、保険料を期限内に納付するよう広報を行う。病気や失業等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な方に対して、納付相談を通じて生活していく上で無理のない納付計画等を行い、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	訪問及び電話等による保険料の納付勧奨	392件	後期高齢者医療の被保険者に対して、保険料を納期限内に納付するよう働きかけるため、市報や各被保険者向けのちらしを用い、保険料を期限内に納付するよう広報を行った。また、病気や失業等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な方に対して、納付相談を通じて生活していく上で無理のない納付計画を立てた。必要に応じて関係する支援機関につなげた。	市報やちらしを見て保険料の納付方法を確認する問合せがあり、納期限内に納付するよう広報できた。収入・預貯金がないため納付が困難として納付相談に来庁された際、収入の確認、聞き取り等を行ったうえ、支援機関につなげた。	554件	141%
2-1. 相談支援および生活支援の充実	納付相談（住宅使用料納付相談、住宅新築資金等納付相談）	p. 46	都市建設部	住宅課	○	病気や失業等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な方に対して、納付相談を通じて生活していく上で無理のない納付計画を作成する。	適切な相談窓口を紹介	明記が困難	病気や失業等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な方に対して、納付相談を通じて生活していく上で無理のない納付計画を作成する。	理由の聞き取りが困難な場合あり。	納付計画の作成や関係窓口との連携をとれた。	明記が困難
2-1. 相談支援および生活支援の充実	納付相談（介護保険料納付相談）	p. 46	福祉部	高齢介護課	○	介護保険料の滞納に至った背景に、生活困窮や心身の病等があった場合には、少額からの分割納付の提案や、生活自立支援相談室や生活支援課に繋ぐ等、その者に応じた適切な対応を行う。	納付困難者それぞれの立場や状況に応じた適切な対応をとる。	納付困難者それぞれの立場や状況に応じた適切な対応をとる。	介護保険料の滞納に至った背景に、生活困窮や心身の病等が見受けられた場合には、少額からの分割納付の提案や、生活自立支援相談室や生活支援課に繋ぐ等、その者に応じた適切な対応を行った。	納付困難者それぞれの立場や状況に応じた適切な対応をとることができた。	納付困難者それぞれの立場や状況に応じた適切な対応をとることができた。	100%
2-1. 相談支援および生活支援の充実	納付相談（学校給食費納付相談）	p. 46	教育部	学校給食課	○	昨年度に引き続き、納付が困難な方に対して、分納誓約を交わし、無理のない納付計画を立てていく。また、必要であれば就学援助の案内を行う。	指標化困難	—	納付が困難な方に対して、分納誓約をかかわして無理のない納付計画を立てた。また、就学援助を必要としている方に案内を行った。	未（滞）納者の状況に応じて、無理のない納付計画を立てているが、支払いを怠る例もあるため、より慎重な状況確認を行う必要がある。	—	—
2-1. 相談支援および生活支援の充実	納付相談（奨学金返還金納付相談）	p. 46	教育部	教育総務課	○	返還者から納付相談があった場合、生活していく上で無理のない納付計画等を行い、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	相談の有無は返還者からの申出によるため、指標化は困難である。	—	返還者へ電話や文書により納付を通知し、納付相談を申し出た返還者については、生活していく上で無理のない納付計画であることを確認し、納付に応じた。	返還者（特に滞納者）への連絡を密にし、相談しやすい環境を作る必要がある。	—	—
2-1. 相談支援および生活支援の充実	納付相談（児童クラブ利用料納付相談）	p. 46	教育部	学校教育課	○	やむを得ない事情により納付が困難な方に対し、納付相談を通じて無理のない納付計画を行う。また、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	相談件数	1回	やむを得ない事情により納付が困難な方に対し、納付相談を通じて無理のない納付計画を行った。	やむを得ない事情により納付が困難な方に対し、納付相談を通じて無理のない納付計画を行った。引き続き、必要に応じて関係機関へつなぐ。	2件	100%
2-1. 相談支援および生活支援の充実	消費生活センター事業	p. 46	市民協働部	地域振興課	○	消費生活上の問題を抱える市民に、関係機関と連携した相談事業を実施する。	年間相談者数	1,000人	消費生活上の問題を抱える市民に相談事業を実施した。	多くの相談事案が寄せられ、問題解決につながる支援を行うことができた。	1,309人	131%
2-1. 相談支援および生活支援の充実	無料法律相談事業	p. 46	市民協働部	地域振興課	○	法律問題を抱える市民に相談事業を実施する。	年間相談者数	560人	法律問題を抱える市民に相談事業を実施した。	多くの相談事案が寄せられ、問題解決につながる支援を行うことができた。	504人	90%
2-1. 相談支援および生活支援の充実	生活困窮者自立相談支援事業	p. 46	福祉部	生活支援課	○	生活自立支援相談室に相談に来られる生活困窮者（失業者、多重債務者等）は様々な悩みを抱えているが、その根底には経済的な悩みがあることが多い。相談受付の際には家計改善支援事業の利用を促し、家計の見直しによる生活改善支援を行う。	生活自立支援相談室における新規相談受付件数	246件	生活自立支援相談室において、生活困窮者（失業者、多重債務者等）からの相談受付を実施し、自立支援のためのプラン作成や、関係機関への動向支援等を行った。また、家計改善支援事業を併せて実施し、家計収支の分析や、家計再生プランの作成等による支援を行った。	相談室の移転により相談者の利便性が向上するとともに各窓口への同行支援や、各部署との連携強化を図ることができた。また、フードバンクの活用を開始し、従来より行っていた緊急的食糧支援について支援を充実させることができた。家計改善事業では、相談者の家計管理の支援により債務の解消や家計の安定に向けた支援を行うことにより、相談者の家計管理意欲を高めることができた。	202件	82%
2-2. 居場所づくりや生活支援の充実	生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業	p. 46	福祉部	生活支援課	○	生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもに対し、毎週土曜日に市内2か所の会場において学習支援、生活指導ならびに食育等の支援を実施する。ケースワーカーより参加対象の子どもがいる世帯への案内を行うとともに学校や困窮世帯への事業の周知を強化する。	延参加者数	1,600人 (20名×40回×2会場)	生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもに対し、毎週土曜日に市内2か所の会場において、学習支援、生活指導並びに食育等の支援を実施した。	参加登録者（児童生徒）37名。延参加者数は目標値に届かなかったが、社会問題化する子どもの貧困に関する行政の責務が問われている中、子どもに居場所を提供し、学習支援から生活指導、また食育に至るまで一連の支援を行うことにより、貧困の連鎖の防止を図った。	617人	39%
重点施策3 高齢者対策												
3-1. 包括的な支援のための連携の推進	地域包括支援センター運営事業	p. 47	福祉部	高齢介護課	○	H31年4月より市内全地域が委託包括となり直営包括が廃止されたことに伴い、連絡会議等を通じ事務の統一を図る等、より連携を深め、総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務を提供し、高齢者への支援体制の充実、強化を図る。	相談に対応した件数の割合	100%	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができる体制を構築するため、日常生活圏内に「地域包括支援センター」を設置し、総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務を提供。	市内全域11箇所に地域包括支援センターを分割設置したことで、各地域の実情に合わせた相談支援体制づくりに取り組むことができ、全体的な地域包括支援センターの機能強化につながった。	100%	100%
3-1. 包括的な支援のための連携の推進	地域福祉ネットワーク活動推進事業	p. 47	福祉部	高齢介護課	○	地域福祉ネットワークを構築することにより、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう支援を行う。	委員会開催数	120回	市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会に対して、活動推進事業補助金を助成し、地域ネットワークの強化を図り、高齢者の社会参加の促進、及び孤独・孤立予防の推進に努めた。	見守りや社会参加への呼びかけ等、地域の福祉活動が高齢者の在宅生活を支える大きな力となっているため、今後も、地域福祉ネットワーク委員会の充実継続が必要である。	110回	92%
3-1. 包括的な支援のための連携の推進	ひとり暮らし高齢者等見守り活動に関する協定	p. 47	福祉部	高齢介護課	○	孤独死防止及び早期発見に向けた取り組みとして、各種民間事業者と協定を結び、見守り活動の強化を図る。	協定団体数	37団体	令和2年3月末時点で、市内37団体と見守り協定を締結しており、令和元年度中に、協定先団体からの通報実績は0件であったが、ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の充実に努めた。	協定先団体からの通報により、救急搬送され、一命を取りとめた事案もあり、孤独死防止及び早期発見に向けた取り組みとして、今後も、事業の継続が必要である。	37団体	100%

自殺対策計画進捗確認シート(重点施策)

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和元年度の実施計画	令和元年度指標名	令和元年度目標値	令和元年度実施状況	令和元年度 実施状況に関する担当課の評価	令和元年度実績値	達成度(%)
3-1. 包括的な支援のための連携の推進	認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業	p. 47	福祉部	高齢介護課	○	協力団体と連携し、徘徊に対する見守りの強化、支援を行い、徘徊した方の家族の負担を軽減するためにも、継続した支援を行っていく。	協力団体数	97団体	令和2年3月末時点で、登録利用者数89名、協力団体数98であり、令和元年度中の協力依頼は0件であった。認知症の人等が行方不明になった際に、登録された事業所等の協力を得て、早期発見・保護できるよう支援体制の構築を図った。	利用者の登録が増えているため、今後も継続した支援が必要である。また、協力団体も増やしていく必要がある。	98団体	101%
3-2. 地域における要介護者に対する支援	飯塚市高齢者等ふれあい訪問収集事業	p. 47	市民環境部	環境対策課		ごみ出し支援と安否確認を適正におこなう。また、サービスの周知のため関係団体等での説明会を実施する。	収集実施世帯数	300世帯	令和元年度3月末現在で203世帯が利用されている。	利用者には非常に喜ばれており、ごみ出し支援と安否確認が適正に行われている。	203世帯	68%
3-2. 地域における要介護者に対する支援	認知症高齢者等位置検索システム事業	p. 47	福祉部	高齢介護課		市内11カ所の地域包括支援センターと連携し、認知症による徘徊がある方の家族へサービスの周知を行い、徘徊検索システム等の購入・レンタル費用の助成を行うことにより、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的負担軽減を図る。	新規利用者数	2人	平成31年3月末時点までの利用者数は2名で、令和元年度中の新規利用者数は0件であった。	市内11カ所の地域包括支援センターと連携し、認知症による徘徊がある方の家族等へサービスの周知を行っていく必要がある。	0人	0%
3-2. 地域における要介護者に対する支援	認知症サポーター養成講座	p. 47	福祉部	高齢介護課		誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、ひとりひとりが認知症について正しい知識を持ち、認知症の人の家族にかかる負担を理解し、地域全体で認知症の人や家族をサポートできるように、受講者数の増加に努める。	受講者数	1,000人	令和元年度は、目標を下回ったものの、25回延べ736人が認知症サポーター養成講座を受講。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を応援するサポーター養成を行った。	事業開始から10年以上経過しており、年々受講者数が減少しているため、受講者数を増やすために認知症サポーターの意義と養成講座の参加についてさらなる周知・啓発を行っていく必要がある。	736人	74%
3-2. 地域における要介護者に対する支援	権利擁護事業	p. 47	福祉部	高齢介護課		市内11ヶ所の包括支援センターや関係機関との連携をさらに密にし、高齢者の権利擁護の為、見守りの強化・支援を行う。	虐待相談等件数	8件	高齢者の権利を擁護するため、関係機関と連携しながら、見守りの強化・支援を行う。	周知・啓発の広がりとともに、悪徳商法の被害や虐待等の相談・通報についても増加傾向にあるため、今後も継続的な周知・啓発及び支援が必要である。	18件	225%
3-3. 高齢者の健康不安に対する支援	緊急通報システム事業	p. 48	福祉部	高齢介護課		健康上特に注意を要する単身高齢者が緊急事態を知らせたり、健康相談を行うための緊急通報装置の貸与又は購入の助成を行うことにより、高齢者本人のや親族等の精神的負担軽減を図る。	相談件数	162件	令和2年3月末時点での利用者は77名(内、令和元年度の新規利用者11名)の者に対し、緊急通報装置の貸与又は購入費の助成を行うことにより、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的負担軽減を図った。	利用者等からの相談件数も増加しており、本人の事故防止や親族等の精神的負担軽減のためにも、今後もサービスを継続していく必要がある。	342件	211%
3-3. 高齢者の健康不安に対する支援	介護予防教室	p. 48	福祉部	高齢介護課	○	転倒予防教室、筋力アップ教室、ボールエクササイズ教室、認知症予防教室等を市内会場にて開催。	教室実施会場数	25会場	高齢者筋力アップ教室、足元気運動教室、ボールエクササイズ教室、リズムエクササイズ教室、脳元気教室、音楽サロンを市内会場にて開催。なお、令和元年度については県の補助事業としてケア・トランポリン教室を試行として1会場で開催。	計画通り実施することで、教室参加者の介護予防に努めることができた。	26会場	104%
3-3. 高齢者の健康不安に対する支援	フレイル予防事業	p. 48	福祉部	高齢介護課	○	日常生活圏域(又は地域包括支援センター圏域)でのフレイル予防教室を開催。	フレイル予防教室実施会場数	11会場	日常生活圏域(又は地域包括支援センター圏域)でのフレイル予防教室を開催。	計画通り実施することで、教室参加者のフレイル予防に努めることができた。	12会場	109%
3-4. 社会参加の強化と孤独・孤立の予防	老人クラブ事業費補助金交付事業	p. 48	福祉部	高齢介護課		市老人クラブ連合会及び市老人クラブ各支部(5つ)へ補助金を交付する。	補助金額	9,812千円	市老人クラブ連合会及び市老人クラブ各支部(5つ)へ補助金を交付した。	連合会及び各支部が補助金を活用することで、健康事業を実施した。会員の健康維持及び交流につながった。	9,805千円	100%
3-4. 社会参加の強化と孤独・孤立の予防	配食サービス事業	p. 48	福祉部	高齢介護課		主に栄養改善の必要がある高齢者世帯に対し、栄養改善等を図り、併せて見守りを行う。	配食数	90,072食	令和2年3月末時点で、584名の者に対し、延べ食数87,287食の配食サービスを実施し、併せて安否確認に努めた。	高齢者への栄養バランスのとれた食事の提供及び配達時における安否確認の実施により、安定した在宅生活を送ることができており、事業の継続が必要である。	87,287食	97%
3-4. 社会参加の強化と孤独・孤立の予防	福祉電話設置事業	p. 48	福祉部	高齢介護課		高齢者のみの通信手段の確保が困難な住民税非課税世帯の者に対し、電話加入権の貸与を実施する。	利用者数/電話加入権の貸与を決定した者の人数	100%	令和2年3月末現在、23名の者に対し電話加入権の貸与を実施。	低所得者対策としての一定の意義はあるものの、携帯電話等の普及により利用者は年々減少しており、将来的な事業実施の必要性を検討していく必要がある。	100%	100%
3-4. 社会参加の強化と孤独・孤立の予防	みんなの健康・福祉のつどい	p. 48	市民協働部	健康・スポーツ課	○	健康に関心を持つ市民を対象に、医師会をはじめとする各種協力団体により、健康に関する啓発・体験ブースの設置する。「自分の健康は自分で守る」という意識づけを行う。会場内レイアウトについて来場者が目的のブースを見つけやすいような配置にし、案内もわかりやすく設置するように改善する。	健康展設置コーナー入場者数	2400人	「みんなの健康・福祉のつどい」にて保健センターが出展するブースにて、パンフレット配布・ポスター掲示等の自殺予防啓発を行った。	肌年齢・血管年齢・体組成・反応時間測定を実施する待ち時間を利用して自殺予防について啓発することができた。	495人	21%
3-4. 社会参加の強化と孤独・孤立の予防	認知症カフェ	p. 48	福祉部	高齢介護課	○	認知症の方やその家族が、一人で悩まずに周りと情報交換や心の気分転換ができるように、カフェの数を更に増やし、気軽に通える場づくりに取り組んでいく。	カフェ設置数	20か所	令和元年度は、カフェ10か所、実施回数136回、延べ参加人数1,111人。前年度より参加者数も増えており、認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方に気軽に集まれる場を開設することにより、心の気分転換や情報交換のできる機会を提供した。	10箇所のカフェがそれぞれ年に6回以上開催している。今後はさらにカフェの数を増やし、認知症の方やその家族が更に利用しやすい環境をつくる必要がある。	10か所	50%
3-4. 社会参加の強化と孤独・孤立の予防	フレイル予防事業	p. 48	福祉部	高齢介護課	○	日常生活圏域(又は地域包括支援センター圏域)でのフレイル予防教室を開催。	フレイル予防教室実施会場数	11会場	日常生活圏域(又は地域包括支援センター圏域)でのフレイル予防教室を開催。	計画通り実施することで、教室参加者のフレイル予防に努めることができた。	12会場	109%

自殺対策計画進捗確認シート(重点施策)

【資料4】

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和2年度の実施計画	令和2年度指標名	令和2年度目標値
重点施策1 勤務者・経営者対策								
1-1. 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	職員の健康管理事務	p. 45	総務部	人事課		職員総合健診：年1回 産業医面談：月2回 保健師相談：週1回	年間開催数	職員総合健診：年1回 産業医面談：月2回 保健師相談：週1回
1-1. 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	健康に関する出前講座	p. 45	市民協働部	健幸・スポーツ課	○	一般健康教育（生活習慣病予防）を実施する際に、パンフレット等を配布し心の健康についても講話を行う。	一般健康教育受講者数	3800人
1-1. 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	メンタルヘルス研修	p. 45	総務部	人事課	○	メンタルヘルス研修を実施予定としているが、新型コロナウイルス感染症による影響に伴い、実施手法や実施時期を調整中。	年間開催数	1回
1-1. 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	求職者支援事業	p. 45	経済部	商工観光課	○	市内各求職者施設との情報交換を行いつつ、より多くの求職者に筑豊ランチを活用してもらえるよう施設の周知・広報をすすめる。	若年者の就職者数	55人
1-2. 勤務者および経営者に対する相談・支援事業の実施	中小企業支援融資事業	p. 45	経済部	商工観光課		関係機関との会議を行い、制度融資の精査を行う。	相談件数	4件
重点施策2 生活困窮者対策								
2-1. 相談支援および生活支援の充実	生活保護事業	p. 46	福祉部	生活支援課		生活保護法に基づき、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立の助長支援を行う。新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金に悩みを抱える相談者が増えることが予想されることから、生活自立支援相談室との連携強化を図るとともに、生活保護の申請受付、要否判定により保護費の支給を行い、ケースワーカー等から個々の状況に応じた適切な支援を行う。	生活保護相談件数	-
2-1. 相談支援および生活支援の充実	住居確保給付金事業	p. 46	福祉部	生活支援課		市の関係各課、社会福祉協議会、ハローワーク等の関係機関と連携し、制度の周知を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による失業や休業により相談者、申請者の増加が見込まれることから、相談体制の強化を図る必要がある。	住居確保給付金申請件数	-
2-1. 相談支援および生活支援の充実	生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業	p. 46	福祉部	生活支援課		生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもに対し、毎週土曜日に市内2か所の会場において、学習支援、生活指導並びに食育等の支援を実施する。ケースワーカーから参加対象の子どもがいる世帯への案内を行うとともに、学校との連携強化を図り、市が発送する対象世帯あての郵便物にチラシを同封するなど、困窮世帯への事業の周知を強化する。	延参加者数	1,280人(20名×32回×2会場)
2-1. 相談支援および生活支援の充実	求職者支援事業	p. 46	経済部	商工観光課	○	市内各求職者施設との情報交換を行いつつ、より多くの求職者に筑豊ランチを活用してもらえるよう施設の周知・広報をすすめる。	若年者の就職者数	55人
2-1. 相談支援および生活支援の充実	納付相談（市税・国民健康保険税納付相談）	p. 46	行政経営部	税務課	○	病気や失業等の理由により市税の納付が困難な市民に対しては、納付相談を通じて納付計画等を行い、必要に応じて関係する支援機関に繋げる。	自殺防止対策としての指標化は困難	-
2-1. 相談支援および生活支援の充実	納付相談（保育料・学童保育所利用料納付相談）	p. 46	福祉部	子育て支援課	○	相談者の意向や状況を尊重し、適切な納付指導を行う。	自殺防止対策としての指標化は困難	-
2-1. 相談支援および生活支援の充実	納付相談（水道料金納付相談）	p. 46	企業局	企業管理課	○	病気や失業者等の理由により納付が困難な方に対して、納付相談を通じて納付計画を行い、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	自殺防止対策としての指標化は困難	-
2-1. 相談支援および生活支援の充実	納付相談（市有地等貸付納付相談）	p. 46	行政経営部	財産活用課	○	納付についての相談があった場合、無理のない納付方法を検討し、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	相談回数についての指標化は困難である。	-

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和2年度の実施計画	令和2年度指標名	令和2年度目標値
2-1. 相談支援および生活支援の充実	納付相談（後期高齢者医療保険料納付相談）	p. 46	市民環境部	医療保険課	○	後期高齢者医療の被保険者に対して、保険料を納期限内に納付するよう働きかけるため、市報や各被保険者向けのちらしを用い、保険料を期限内に納付するよう広報を行う。また、病気や失業、新型コロナウイルス感染症の影響で著しく収入が減少した等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な方に対して、納付相談を通じて生活していくうえで無理のない納付計画を行い、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	訪問及び電話等による保険料の納付勧奨	554件
2-1. 相談支援および生活支援の充実	納付相談（住宅使用料納付相談、住宅新築資金等納付相談）	p. 46	都市建設部	住宅課	○	病気や失業等やむを得ない理由で、滞納に至り期限内納付が困難な方に対して、納付相談を通じて生活していくうえで無理のない納付計画を作成する。	適切な相談窓口を紹介	明記が困難
2-1. 相談支援および生活支援の充実	納付相談（介護保険料納付相談）	p. 46	福祉部	高齢介護課	○	介護保険料の滞納に至った背景に、生活困窮や心身の病等があった場合には、少額からの分割納付の提案や、生活自立支援相談室や生活支援課に繋ぐ等、その者に応じた適切な対応を行う。	納付困難者それぞれの立場や状況に応じた適切な対応をとる。	納付困難者それぞれの立場や状況に応じた適切な対応をとる。
2-1. 相談支援および生活支援の充実	納付相談（学校給食費納付相談）	p. 46	教育部	学校給食課	○	昨年度に引き続き、納付が困難な方に対して、分納誓約を交わし、無理のない納付計画を立てていく。また、必要であれば就学援助の案内を行う。	指標化困難	—
2-1. 相談支援および生活支援の充実	納付相談（奨学金返還金納付相談）	p. 46	教育部	教育総務課	○	返還者からの納付相談に対し、生活していくうえで無理のない納付計画であることを確認するとともに、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	相談の有無は返還者からの申出によるため、指標化は困難である。	—
2-1. 相談支援および生活支援の充実	納付相談（児童クラブ利用料納付相談）	p. 46	教育部	学校教育課	○	やむを得ない事情により納付が困難な方に対し、納付相談を通じて無理のない納付計画を行う。また、必要に応じて関係する支援機関につなげる。	相談件数	1件
2-1. 相談支援および生活支援の充実	消費生活センター事業	p. 46	市民協働部	地域振興課	○	消費生活上の問題を抱える市民に、関係機関と連携した相談事業を実施する。	年間相談者数	1,300人
2-1. 相談支援および生活支援の充実	無料法律相談事業	p. 46	市民協働部	地域振興課	○	法律問題を抱える市民に相談事業を実施する。	年間相談者数	500人
2-1. 相談支援および生活支援の充実	生活困窮者自立相談支援事業	p. 46	福祉部	生活支援課	○	新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金に悩みを抱える相談者が増えることが予想されることから、関係機関との連携を一層強化し、相談者の状況に応じた支援策へとつなげる。	生活自立支援相談室における新規相談受付件数	246件
2-2. 居場所づくりや生活支援の充実	生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業	p. 46	福祉部	生活支援課	○	生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもに対し、毎週土曜日に市内2か所の会場において、学習支援、生活指導並びに食育等の支援を実施する。ケースワーカーから参加対象の子どもがいる世帯への案内を行うとともに、学校との連携強化を図り、市が発送する対象世帯あての郵便物にチラシを同封するなど、困窮世帯への事業の周知を強化する。	延参加者数	1,280人（20名×32回×2会場）
重点施策3 高齢者対策								
3-1. 包括的な支援のための連携の推進	地域包括支援センター運営事業	p. 47	福祉部	高齢介護課		H31年4月より市内全地域が委託包括となり直営包括が廃止されたことに伴い、連絡会議等を通じ事務の統一を図る等、より連携を深め、総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務を提供し、高齢者への支援体制の充実、強化を図る。	相談に対応した件数の割合	100%
3-1. 包括的な支援のための連携の推進	地域福祉ネットワーク活動推進事業	p. 47	福祉部	高齢介護課	○	市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会に対して、活動推進事業補助金を助成し、地域ネットワークの強化を図り、高齢者の社会参加の促進、及び孤独・孤立予防の推進に努める。	委員会開催数	120回
3-1. 包括的な支援のための連携の推進	ひとり暮らし高齢者等見守り活動に関する協定	p. 47	福祉部	高齢介護課	○	孤独死防止及び早期発見に向けた取り組みとして、各種民間事業者と協定を結び、見守り活動の強化を図る。	協定団体数	37団体

自殺対策計画進捗確認シート(重点施策)

【資料4】

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	再掲	令和2年度の実施計画	令和2年度指標名	令和2年度目標値
3-1. 包括的な支援のための連携の推進	認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業	p. 47	福祉部	高齢介護課	○	協力団体と連携により、徘徊時の早期発見に向けた取り組みとして、徘徊された方の家族等の負担を軽減するためにも、継続した支援を行っていく。	協力団体数	98団体
3-2. 地域における要介護者に対する支援	飯塚市高齢者等ふれあい訪問収集事業	p. 47	市民環境部	環境対策課		ごみ出し支援と安否確認を適正に行う。また、サービスの周知のため関係団体等での説明会を実施する。	収集実施世帯数	300世帯
3-2. 地域における要介護者に対する支援	認知症高齢者等位置検索システム事業	p. 47	福祉部	高齢介護課		市内11カ所の地域包括支援センターと連携し、認知症による徘徊がある方の家族へサービスの周知を行い、徘徊検知システム器の購入・レンタル費用の助成を行うことにより、高齢者本人の事故防止や親族等の精神的負担軽減を図る。	新規利用者数	2人
3-2. 地域における要介護者に対する支援	認知症サポーター養成講座	p. 47	福祉部	高齢介護課		誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、ひとりひとりが認知症について正しい知識を持ち、認知症の人の家族にかかる負担を理解し、地域全体で認知症の人や家族をサポートできるように、受講者数の増加に努める。	受講者数	1,000人
3-2. 地域における要介護者に対する支援	権利擁護事業	p. 47	福祉部	高齢介護課		市内11ヶ所の地域包括支援センターや各関係機関との連携のうえ、高齢者の権利擁護のため、見守りの強化・支援を継続して行う。	虐待相談等件数	10件
3-3. 高齢者の健康不安に対する支援	緊急通報システム事業	p. 48	福祉部	高齢介護課		健康上特に注意を要する単身高齢者が緊急事態を知らせたり、健康相談を行うための緊急通報装置の貸与又は購入の助成を行うことにより、高齢者本人のや親族等の精神的負担軽減を図る。	相談件数	342件
3-3. 高齢者の健康不安に対する支援	介護予防教室	p. 48	福祉部	高齢介護課	○	高齢者筋力アップ教室、足元気運動教室、ポールエクササイズ教室、リズムエクササイズ教室、脳元気教室、音楽サロンを市内会場にて開催。 なお、令和2年度についてはケア・トランポリン教室を2会場で開催。	教室実施会場数	27会場
3-3. 高齢者の健康不安に対する支援	フレイル予防事業	p. 48	福祉部	高齢介護課	○	日常生活圏域（又は地域包括支援センター圏域）でのフレイル予防教室を開催。 ※フレイル予防事業については、令和2年度より健康・スポーツ課へ事業移管。	フレイル予防教室実施会場数	13会場
3-4. 社会参加の強化と孤独・孤立の予防	老人クラブ事業費補助金交付事業	p. 48	福祉部	高齢介護課		市老人クラブ連合会及び市老人クラブ各支部（5つ）へ補助金を交付する。	補助金額	9,805千円
3-4. 社会参加の強化と孤独・孤立の予防	配食サービス事業	p. 48	福祉部	高齢介護課		主に栄養改善の必要がある高齢者世帯に対し、栄養改善等を図り、併せて見守りを行う。	配食数	87,287食
3-4. 社会参加の強化と孤独・孤立の予防	福祉電話設置事業	p. 48	福祉部	高齢介護課		高齢者のみの通信手段の確保が困難な住民税非課税世帯の者に対し、電話加入権の貸与を実施する。	利用者数/電話加入権の貸与を決定した者の人数	100%
3-4. 社会参加の強化と孤独・孤立の予防	みんなの健康・福祉のつどい	p. 48	市民協働部	健康・スポーツ課	○	「みんなの健康・福祉のつどい」にて保健センターが出展するブースにて、パンフレット配布・ポスター掲示等の自殺予防啓発を行う。	保健センターコーナー入場者数	500人
3-4. 社会参加の強化と孤独・孤立の予防	認知症カフェ	p. 48	福祉部	高齢介護課	○	認知症の方やその家族が、一人で悩まずに周りとの情報交換や心の気分転換ができるように、カフェの数を更に増やし、気軽に通える場づくりに取り組んでいく。	カフェ設置数	20か所
3-4. 社会参加の強化と孤独・孤立の予防	フレイル予防事業	p. 48	福祉部	高齢介護課	○	日常生活圏域（又は地域包括支援センター圏域）でのフレイル予防教室を開催。 ※フレイル予防事業については、令和2年度より健康・スポーツ課へ事業移管。	フレイル予防教室実施会場数	13会場